

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年6月30日

産 業 環 境 委 員 会

速 報 版

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時57分開会

○さの智恵子委員長 これより産業環境委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○さの智恵子委員長 私より、記録署名員を指名いたします。

小泉委員、中島委員、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

○さの智恵子委員長 次に、管理職の紹介があります。

初めに、副区長から部長級職員の紹介をお願いいたします。

○副区長 私から、産業環境委員会所管の部長級職員を紹介いたします。

石鍋敏夫産業経済部長です。産業政策課長の事務を取り扱います。

橋本太郎シルバー人材センター事務局長です。

會田康之環境部長です。

加藤徹也足立清掃工場長です。

私からは以上でございます。

○さの智恵子委員長 続いて、産業経済部長から所管の課長級職員の紹介をお願いいたします。

○産業経済部長 それでは、私から産業経済部内及び勤労福祉サービスセンター、観光交流協会に派遣の課長級職員を紹介いたします。

岸柳直人企業経営支援課長です。

徳井傑産業振興課長です。

川原井隆之勤労福祉サービスセンター事務局長です。

安田真人観光交流協会事務局長です。

私からは以上でございます。

○さの智恵子委員長 続いて、環境部長から所管の課長級職員の紹介をお願いいたします。

○環境部長 私からは、環境部内の課長級職員を紹介いたします。

寺島光大環境政策課長です。政策経営部SDGs・協創推進担当課長を兼務しております。

山岸覚ごみ減量推進課長です。

早川亮足立清掃事務所長です。

鈴木健二生活環境保全課長です。

私からは以上でございます。

————— ◇ —————

○さの智恵子委員長 次に、所管事項を議題といたします。

所管事項につきましては、既に紙資料を配付いたしましたので、説明に代えさせていただきます。

————— ◇ —————

○さの智恵子委員長 次に、陳情の審査に移ります。

本日は、新しい委員構成になって初の委員会審査でありますので、継続審査中となっている陳情の内容については執行機関から、また、過去の審査状況につきましては区議会事務局長からそれぞれ説明を求め、その後審査に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、（１）５受理番号７ インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立区として援助を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

まず、執行機関に説明を求めます。

○産業経済部長 それでは、陳情説明資料（産業経済部）の２ページをお開きください。

５受理番号７になります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

陳情の要旨は下に書いておりますが、インボイス制度導入に際し、足立区からシルバー人材センターに委託をする際に、消費税分の上乗せをすることを求めること。それから、シルバー人材センター会員への支払いが消費税分減額されることのないよう、足立区からシルバー人材への援助をすることというふうになっております。

インボイス制度の概要につきましては、1に記載のとおりでございますが、1つだけ、税制改正によりまして経過措置期間の延長ですとか、軽減措置の段階が3段階から5段階に変更になっているという変更点がございます。そちらの内容につきましては、3ページの上に記載のとおりです。

3ページの2番です。

インボイス制度が導入される前後の消費税、お金の流れについて説明するものです。

インボイスが導入される前につきましては、(1)にあります。発注者からいただきました消費税額分、これを会員の方にシルバー人材センターを介して渡しているという状況ですが、導入後は、発注者からお預かりしました消費税額分、それをシルバー人材センターの方でお預かりして、税務署の方へ納めるというお金の流れになっております。

続きまして、4ページをお開きください。

インボイス導入によりまして、シルバー人材センターにどういった影響があるのかというふうな内容でございます。

(1)にあります。これは事務局への影響ということで、税務署への納税という事務が発生をいたしまして、第1期から2,500万円、それが徐々に増えていって、経過措置が終了しまして1億2,600万円納税するというふうな試算になっております。

次の5ページの上には、会員の影響といったものがあります。これは、支払配分金総額が十分であれば4万2,000円であったものが、徐々に

減っていった、3万8,000円に減っていくというふうな内容です。

また、この間、フリーランス新法が制定されて、(3)のア、イに記載をしておりますけれども、厚生労働省の方から新しい契約方式を導入する、そういった方針が示されております。これに関する説明が、6ページの方に載っております。この図の上にあります。従前、センターを介しまして会員と発注者、それが業務を行うというふうな内容になっておりましたけれども、シルバー人材センターが間に介さずに、会員と発注者が直接契約を結ぶというふうな流れになります。そうしますと、インボイスの格的適用者ではない会員からは仕入れ税額控除ができないということで、発注者の方が消費税を負担するような形になるというふうなことでございます。こういった影響があるというのが、認められるところでございます。

現在、足立区の対応としては、4番にありますとおり、会員のスキルアップですとかサービス向上、そういったものを通じまして価格交渉して単価アップをしていく、受注件数を増やしていくというふうなことを進めております。あだち広報の配布単価につきましては、この間、1.3倍に上昇させていただいておりますし、それ以外の業務につきましても、時間単価を最大200円増額するといったような取組を行っているところでございます。

雑駁でございますが、私からは以上でございます。

○さの智恵子委員長 続いて、過去の審査状況につきましては、区議会事務局長に説明を求めます。

○区議会事務局長 本陳情につきましては、インボイス制度に関する様々な課題があり、今後も議論していく必要があるという意見が多く、継続審査となっております。

以上でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○さの智恵子委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はございますか。

○小林ともよ委員 今回の報告資料にもありますように、配分金が値上げされたということで、シルバー会員の方々から喜びの声が本当に届いています。今、インボイスの影響が出ないように今努力されていていらっしゃいますけれども、配分金の値上げという形で会員に伝わったということはよかったかなと思います。

ほかの自治体では、新しい契約方式に切り替えているところが出ています。他の導入自治体の影響は、どの程度把握されているのでしょうか。

○シルバー人材センター事務局長 他の自治体の、特に新しい契約方式に移行したところのセンターさんのお話などは、この間、ちょっと聞いてまいりました。

何でこの時期に導入したのかというところで、多くの事例としては、切り方とかがやっぱり内税のところが多かったです。内税というところで、1つの配分金の中に本体分と税金分があるのですが、仮にその税金の部分を、今回のインボイスにのっとったところ、剥がしてしまうような形になったときには、この最低賃金を割ってしまうような状況なども出てきて、それがなかなかそういう、センターとしても★★とような状況があって、その中でこのような新しい契約方式に移行せざるを得なかったというところも確認されました。

○小林ともよ委員 そうすると、足立区の方ではその内税の形、今取っていないのですよね。

○シルバー人材センター事務局長 足立区は外税でずっとやっておりまして、税金以外の本体部分で、最低賃金を確保するという方式でずっとやってきております。

○小林ともよ委員 今後、この新しい契約方式に切り替えていくということが今推奨されているわけですが、これをした場合、会員はシルバー

人材センターを通して、発注者と直接契約を結ぶ形になると思うのです。請求書は、センターの事務費と会員への配分金と分けて請求して、配分金部分に関しては、会員が免税事業者であることからインボイス適格請求書は発行せず、発注者側に消費税を負担してもらうということになるということだと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

○シルバー人材センター事務局長 小林委員御指摘のとおりでございます。

○小林ともよ委員 そうすると、この新しい契約方式に変わった場合、区から発注される仕事の配分金に関しては、区はインボイス適格請求書必要でしょうか。

○シルバー人材センター事務局長 公共が発注する場合につきましては、みなし仕入れ税控除が適用されますので、税金の申告納税義務が対象外となってきます。ただ、これは、この新しい制度を導入したことに伴って、その権利が発生するのではなくてその前後においても、これまでも適用されてきますし、これからも同様の適用になっていくということでございます。

○小林ともよ委員 ただ、あれですよ、だよりとか今まで配ってきたものに対して、配分金から消費税引かれていたと思うのですよね。引かれて、今までよりも減額されたということで、この陳情出てきたというところでは、ちょっと変わると思うのですけれども、その点はいかがですか。

○シルバー人材センター事務局長 今回の資料で申し上げた4ページに当たりますけれども、足立区では、例えば今はこの第1期の計画期間中にありますけれども、これは100%、仮に今まで払っていた会員の方に消費税分渡したもののについては、20%がシルバー人材センターの方に納税義務が発生したことで、これだけの金額が、センターとしては支払う義務が発生しているというのが今の状況でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○小林ともよ委員 シルバーの方が支払うというのは、それは税金を支払っている。そのために、配分金から引いて支払っていたということでしょうか。

○シルバー人材センター事務局長 そのとおりです。仮にこの配分金が公共の発注者といった場合に、もう当然このような形で、我々はセンターは★★から預かった消費税を、そのうちの20%部分は、今は税務署に納税しなくてはいけないという状況にあります。

ただ、公共は税金を挟みますけれども、ただそれに対する税額控除の申告、そういった納税義務は対象外になっているということでございます。

○小林ともよ委員 そうすると、この新しい契約方式に変わると、今は足立区の方がインボイスの影響が出ないように多く支払ってもらっているというところがあると思うのですけれども、今度直接雇用になった場合は、このインボイス要らなくなるということですよ。そうすると、その消費税分というのは、シルバーの事務費だけに係ってくるということになると思うのですけれども、それはいかがですか。

○シルバー人材センター事務局長 シルバー人材センターといいますのは、配分金部分以外でも事務費頂きますので、それについては税金の納税対象になりますけれども、ただ配分についてはその対象にはならないということになります。

○小林ともよ委員 あとは、個人の発注者の場合もこのインボイス適格請求書は必要ないと思うのですけれども、その場合、個人の発注者も会員も消費税の負担がなくなると思うのですけれども、いかがですか。

○シルバー人材センター事務局長 個人の場合も実はこの公共と類似といいますか、同一といいますか、結局消費税の納税申告義務の対象外になってまいりますので、発注者として消費税も払ってもらいますけれども、自分がそれに対して納税申告

義務が対象外となるということでございます。

○小林ともよ委員 消費税としては払う必要があるのですかね、個人の場合。内税的な扱いというか、そういうことにはならないのですか。

○シルバー人材センター事務局長 いや、これは個人の場合でも外税としてお支払いいただいて、そのおっしゃられた消費税分は、会員の方に行くという形になります。ただ、それは、新契約制度になった場合にはその形になります。

○小林ともよ委員 消費税との関係が今よく分かりました。

それで現在配分金に関して、明細がなくて、振り込まれて初めて配分金が分かるということになっていて、今月は幾ら入ってくるのかというのが、会員は分かりづらいという話が出ているのです。

何回もこの明細出してほしいということ、私も前々回、この委員会に所属したときに求めてきましたけれども、事務費がかさむからということで、今、明細を発行していないと思うのですが、新しい契約方式になった場合は契約前に就業条件などを記載した会員業務仕様書というものを確認して、仕事に当たるといことになると思うので、配分金などもどのぐらいになるかというのは事前に分かる仕組みになると思うのですけれども、その辺いかがですか。

○シルバー人材センター事務局長 フリーランス法の施行に伴いまして、配分金の金額ですとか契約内容が変わる際には、あらかじめ、うちでは会員の方に、その条件の変更をお示しするということは義付けられておりますので、これは現在、シルバー人材センターでもそのような会員に対して、金額が変わる、アップするときもそうですけれども、あらかじめお示しをしているところでございます。

○小林ともよ委員 ただ、振り込まれてみないと分からないと言っている会員がいるのですよね。だから、その辺ちゃんと明確に、振り込まれる前に

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

今月は幾らぐらい自分はもらえるのかというのを明確にさせていただきたいという要望が出ていますので、再度要望しておきたいと思います。

あと、今配分金などを値上げされて、時給なんかも値上げされて本当に皆さん助かっているということなのですけれども、ある館員の方から、公園の清掃事業3か所やっていたのですけれども、ある日突然、自治会にやってもらうからもう来月からやらなくていいと。それが、月が変わる1週間前に言われたということで、今シルバーの会員さんというのは年金とか足りなくて、そういった穴埋めに、今こういった仕事をしていると思うのですけれども、そんな突然言われると、収入が途絶えて、生活に大きな影響が出るということで、フリーランス新法とかにもあるのですけれども、最低でも1か月前には書面で知らせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○シルバー人材センター事務局長 この事案につきましては、私も報告で承知しております。

それで、とある公園が自主管理になることに伴って、これ実は幾つかある中のセットでお示しているもので、1つがちょっとできなくなるというお話を、うちの担当が所管課の方から聞いて直ちにお伝えをしたところなのですけれども、それが直近に迫っているということで、その辺の情報については、直ちにそのような意思決定というか状況の変化があったときには、センターの方に御連絡いただいて、センターの方でしっかり会員さんにお示しするということは、今回ちょっと多少遅れたというところで反省すべきところがありますので、これは我々そのときもそうなのですけれども、所管課の方にしっかりそういったことを的確に即時に伝えるようにということは、ちょっと苦言を呈するといえますか、その辺は所管課にもそのときも求めてまいりました。

こういったことは、小林委員御指摘のとおり、会員さんにもちょっと影響ある話ですので、しっ

かりお伝えするというのは、我々これまでもそうでしたけれども、今遅れないように努めていくということにも、しっかり配慮してまいりたいと考えております。

○小林ともよ委員 それと先ほども言いましたように、シルバーさんは年金が足りなくて働いている方が多くいらっしゃるという中で、この自治会員の方に頼めるからといって、今やっているシルバーさんの仕事をどんどん減らしていくようなことをやめていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○シルバー人材センター事務局長 過去にも公園の清掃とかその辺が、自主管理ですとか指定管理ですとかでなくなる事態はあったようでございます。その辺はちょっと所管課としても、強制的にというところはなかなかできないところでございますので、なるべく確保するという姿勢は大事かもしれませんが、このような事態に至ったときには、我々として把握できるのは、例えば近隣の別な公園のところでちょっと穴が空いているような、人がちょっと足りないような状況があったときには、そういったことを御紹介して、やってみたらどうですかという投げ掛けをするですとか、その辺の努力ということとはきめ細かく対応させていただきたいと考えております。

○さの智恵子委員長 他に質疑。

○富田けんたろう委員 1点だけ。

新しい契約方式のお話が今ありました。それで、それを実際に導入しているその自治体の方ともコミュニケーションを取られたという話が今ありましたけれども、この契約方式に切り替えていったという経緯は今すごくよく分かったのですが、実際に切り替えた自治体において、要はシルバーさんへの発注控えみたいな、そういう状況は実際に起きているのでしょうか。

○シルバー人材センター事務局長 ちょっと私が聞いた限りなのですけれども、この切替えを行った

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

センターさんというのは、ここ1、2年でございます。その1年2年の間では、特に発注控えというのは、私はちょっと聞いておりませんけれども、ただ導入するに当たって、ちょっと事業者さんで大手の経理に詳しいところの方からやっぱり一部苦情があったりですとか、あと二重課税ではないかという何て言うのですか、そういう★★というようなことはそういう事例はあったような話は聞いております。

○富田けんたろう委員 分かりました。

○小泉ひろし委員 富田委員とちょっと似ている件ですけれども、今回、新しい契約方式で、直接発注者からということになるわけですが、今回は事務費を5%から6%にアップしたり、受注件数の増加だとか受託費の増加につなげているということなのですが、また、広報の配布業務の会員配布単価を1.38倍にしたということなのですが、直接発注になった場合に、発注渋りということではないのですけれども、スタートのときはいいのですけれども、今後内容的なものだとか、単価というか値段的なところとか、そういうところが、区の関与というか、その辺はどのような形で関与していくのでしょうか。

○シルバー人材センター事務局長 この度の新たな契約方式は、包括的契約方式と言われていまして、基本的にはは会員の方と発注者の方が直接契約を結んで、配分金を頂くという契約なのですけれども、それに付随して、ではセンターがどう関わるかという義務のようなところも、包括というところで一定の役割があって、例えば全体統括ですとかそのマッチングですとか、そういったところはセンターとしても、これまでもやってきましたけれども、新たな契約方式においてもしっかりやるようにというような形で定められております。

なので、発注者の側がどういう動きに出てくるのかというのが、ちょっとまだまだ注視が必要なのところなのですが、我々も発注者側の動き

に加えて、センターがどういう役割が必要になってくるのかといったところも、そういったところも注視してまいりたいと考えております。

○小泉ひろし委員 今後推移を見ていかなくてはと思うのですが、やっぱり人材センターでの仕事をされている方にとっては不利益にならないように、その辺も今後注視して、もし問題点があるのだしたら、より改善を重ねていく必要があるかなと思います。この辺は要望です。

○さの智恵子委員長 他に質疑ございますか。

○かねだ正委員 ちょっと私からも簡単に。

今後の方針等のところで、(1)のところで、区内企業やほかの団体との公平性を欠くことになるから行わないというふうに、明確に消費税の負担については書いてあるのですけど、この点について、もう一度ちょっと区の考え方を説明してください。

○シルバー人材センター事務局長 このくだり、3年前の陳情のときから、ずっとこの表現を取らせていただいております。この裏返しではないのですけれども、先ほどちょっと冒頭にも説明がありましたとおり、会員さんに事務費の中でただ研修ですとか、そういったことも今厚くすることに伴って、会員さんのサービスのクオリティーを上げていくようなことも、今、一生懸命取り組んでいるところでございます。そのことが評価されて、例えば単価アップに発注者の方に御理解をいただいたりという、そういう展開でございますので、先ほどの直接補填とは違って、このような形で今後進めていきたいということが、この表現の裏側といったのは変な言い方ですが、一方ではそういったことを取り組んでいるところでございます。

○かねだ正委員 では直接補填は行わないで、ここにも、一番最後の3番にも書いてあるけれども、区として対応可能な支援策をいろいろ打っていくことによって、いろいろな意味でバックアップし

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ていこうということでもいいわけですか。その点だけ、もう1回。

○シルバー人材センター事務局長 今、具体的に申し上げたこと以外でも、会員さんにとって役立つ、今で言うところの熱中症対策ですとか、そういった今申し上げたお金のこと以外でも大事なことというのはございます。そういったことを1つ1つしっかりと、我々センターとして取り組んでまいりたいと考えています。

○さの智恵子委員長 他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○さの智恵子委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いいたします。

○小泉ひろし委員 区の方でも、長くいろいろ取り組んでいただけておりますけれども、もう少し推移を見たいので、継続をお願いします。

○かねだ正委員 先ほどの質問の中でも支援策、これからまたいろいろ考えていくということもありますので、もう少し推移を見ていきたいと思いますので、継続ということでお願いします。

○小林ともよ委員 やはり今、本当に年金が上がらなくて物価がすごく上がっている下で、皆さん大変苦労されていらっしゃると思います。このインボイス制度の影響というのは、まだ今後もどんどん出てくる可能性がありますので、それをなくすという点では採択をお願いします。

○富田けんたろう委員 3年前の繰り返しになってしまいますけれども、やはりこの陳情の趣旨というか要旨というのは、このインボイス導入によって、会員の配分金が減額されないように足立区から金銭的な支援を求めるというそういう主張だと思うのですが、要は、インボイスによる負担軽減の必要性というのは当然理解はするのですが、これは区内の一般の中小企業もそうだし、個人事業主の方もこれ、自助努力でこの制度にやっぱり対応しようと努力をされているわけで、特定の団体にだけ、区の税金をやはり投入して直

接補填するというようなことは、やはりちょっと公平性を欠くだろうという意味で筋は悪いのかなと、筋が違う、ずれている陳情なのかなと思いますので、不採択を主張をお願いします。

○中島こういちろう委員 後期、また新しく構成が変わって議論が始まっている初めての段階だと思いますので、引き続き議論していきたいと思いますので、継続をお願いします。

○さの智恵子委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○さの智恵子委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査と決定いたしました。

次に、(2) 5受理番号46 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情、(3) 7受理番号8 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情、以上2件を一括議題といたします。

2件とも、前回は継続審査であります。

まず、執行機関に説明を求めます。

○産業経済部長 それでは、産経部の資料8ページをお開きください。

初めに、5受理番号46でございます。

陳情の要旨につきましては、消費者を保護するため、特定商取引法における訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）ですが、これを改正を行ってくださいという内容になります。

この陳情に関わります、これらの商取引の足立区における受付状況でございますが、2番に記載をしております。

(1) 消費者センター全体の相談件数でございますが、ここ数年、5,500件前後で推移しておりましたが、昨年度1割ほど増えまして、6,000件を超えるというふうな状況になっており

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ます。

それから、それ以外の訪問販売・電話勧誘販売につきましては増加傾向、通信販売も増加傾向、マルチ取引については減少というふうな傾向が見られております。

9ページの下段、3番には、これらの商取引に関する消費者トラブルの事例を記載をしてございます。

10ページの方でございます。

4番、そのような相談が起きた場合に、消費者センターにおける対応ということですが、まず真摯に対応させていただきまして、助言ですとか、それから相手の事業者との間に入っただけのあっせんを行います。

また、(2)から(5)にあるとおり、啓発活動を進めているところでございます。

5番においては、平成28年に特定商取引法が改正されましたが、それ以降に改正された内容というものを載せておりますが、陳情に関わるものはここには該当はしておりません。

続きまして、11ページになります。

7受理番号8になります。

陳情の要旨については3点ありますけれども、まとめて申し上げますと、交付金ですとか、それからP I O—N E Tという全国的なシステム、そういったものに関する費用を国において求めること。

それから、地方財政法第10条を改正して、恒常的な財源措置をするようにというふうな内容になっております。この地方消費者行政強化交付金につきましては、下に書いておりますけれども、令和7年度まで交付されるというふうな予定でございましたけれども、今年の2月、(2)にありますが、要綱が改正されて期限が延長される形になりました。延長された内容が、12ページのイの方に記載をしております。

足立区においては、この地方消費者行政強化交

付金につきましては、10分の10もらえる推進事業と10分の5もらえる強化事業、2つあるのですが、推進事業の方はかつてもらっておりまして、活用の年限が到達したので、今は交付を受けていないという状況です。

強化事業につきましては、引き続き受けておりまして、そちらにつきましては13ページの上の方に記載がされております。配慮を要する消費者への相談ですとか、若者への啓発事業、そういったものに使用しております。

また、消費生活相談員の人件費に関しては、(3)に記載をしておりますけれども、こちらの交付金の対象外になっております。なお、会計年度任用職員ということで年間3、100万円余の人件費が掛かっているところでございます。

3番、P I O—N E Tの刷新についてでございますけれども、こちら全国の消費者センターをネットワークでつなぎまして、どのような消費トラブルが発生しているのか、どのような製品トラブルが発生しているのかという傾向を使いまして、国民、区民に対して啓発をしていく、そういったものに使われているものでございます。

こちらの刷新に掛かる費用については特に(3)にありますけれども、端末を新たにすることがあるというところですが、足立区においては、会計年度任用職員である消費生活相談員には、情報システム課の方から文書端末が配られる予定でございまして、費用については不安はございません。

それから、5番、地方財政法第10条でございまして、こちらにつきましては国が全国的に、ただ、やるべき事務に関して、地方自治体やるものに関して国が財政的な支援をすべきものを限定列挙しているものでございます。

限定列挙してるものにつきましては、14ページの(2)に記載をしてるとおりでございます。

雑駁ですが、私からは以上でございます。

○さの智恵子委員長 続いて、過去の審査状況につ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

きまして区議会事務局長に説明を求めます。

○区議会事務局長 両陳情につきましては、消費者被害防止に向け様々な課題があり、今後も議論していく必要があるという意見が多いため、継続審査となっております。

以上でございます。

○さの智恵子委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はございますか。

○小林ともよ委員 今説明にあったとおり、消費者センターへの相談なども今増えているという中で、相談員の拡充も計画的に行っていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

○産業経済部長 総体の拡充ということでよろしいですか。それを継続的に行っているかどうか。

○小林ともよ委員 はい。

○産業経済部長 人数自体、今7名おりまして、この7名というのは、ここ20年ぐらいずっと固定してる数字でございます。

○小林ともよ委員 そうすると、もう同じ方が長く携わっているということですか。それとも、入れ替わって7名というのを維持して、これまで行ってきたということでしょうか。

○産業経済部長 長い方は20年ぐらい勤めている方もいらっしゃいます。大体勤められると、かなり長期間、ずっと消費者センターの方で業務をしていただいているというふうな形で続いていると、頻繁に入替えを行うというふうなことはしておりません。

○小林ともよ委員 そうすると、いつか辞めてしまうということも起こり得るということで、そういったベテランの慣れている方が辞められる前に、やはり新しい人も入れてきちんと引き継げるような形にしていくという点では、今7名ですがけれども、例えば、8名9名とかにしていこうという計画は今後あるのでしょうか。

○産業経済部長 段階的にどんどん増やすというふうなところまでは計画はしておりませんが、

やっぱり長期間業務をしておりますと、消費生活相談員の方もだんだん高齢化していきます。そういった点で、いつ何があってもおかしくないというふうなところなので、フォローアップの体制というのはやっぱり築いていかなくてはならないなというふうに思っています。ですので、増員というのを検討してるところでございます。

○さの智恵子委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○さの智恵子委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いいたします。

○小泉ひろし委員 継続でお願いします。

○かねだ正委員 継続でお願いします。

○小林ともよ委員 詐欺被害なども年々増えているという状況ですので、一刻も早くこれ見直していく必要もありますし、国の方もこの支援継続していく必要があると思いますので、両陳情とも採択をお願いします。

○富田けんたろう委員 悪質な消費者被害から区民を守ることはすごく重要ですが、一方でこれ見ると、国の方も特商法については順次、いろいろ法改正を行っている中でもありますし、状況はもう少し注視する必要があるかなと思いますので、継続で。

○中島こういちろう委員 継続でお願いします。

○さの智恵子委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○さの智恵子委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査と決定いたしました。

次に、(4)6受理番号9 2030年のCO₂削減目標を60%以上と設定することを求める陳情を単独議題といたします。

今回は継続審査であります。

また、報告事項(11)から(15)が本陳情と関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。更に、所管事務の調査(1)二酸化炭

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

素排出実質ゼロに関する調査についても本陳情と関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

執行機関より説明をお願いいたします。

○環境部長 よろしくをお願いいたします。

環境部の陳情説明資料を、お願いいたします。

6受理番号9 2030年のCO₂削減目標を60%以上と設定することを求める陳情でございます。

陳情の趣旨は、件名と同様でございます。

内容でございますけれども、今現在の環境基本計画では2030年度のCO₂削減目標につきましては、2013年度比46%以上削減、更に50%の高みを目指すという形になってございます。

また、現在、今審議会で基本計画の改定を検討中でございますけれども、途中まで決まっています2035年度目標を今設定しておりますけれども、そこでは2013年度比61%以上削減、また2040年度目標として、2013年度比73%削減という中間目標を設定する予定でございます。

3ページをお願いいたします。項番3です。

日本の1.5度Cベンチマークについてでございます。こちら国際環境シンクタンクNGOが2021年3月に発表した分析結果でございますが、パリ協定の1.5度C目標と整合を合わせるため、国内の温室効果ガスにつきましては排出を2030年度までに、2013年度比で60%以上削減する必要があるという分析結果をお示ししたことに基づく陳情ということになります。

続きまして、所管事務の調査の方に御説明させていただきますと思います。

環境部の所管事務調査、二酸化炭素排出実質ゼロに関する調査についての資料を御確認ください。

まず、項番1、区の脱炭素への取組についてでございます。

2ページ、3ページにはこれまで区が取り組ん

でおります実施状況、それから課題や今後の方向性について、補助金ですとかプラスチックの分別回収、また電気自動車への移行、ZEB化などの取組について記載をさせていただいております。

4ページの方をお願いいたします。

項番2では、二酸化炭素排出量の現状について記載でございますが、こちらオール東京で算出されておりまして、最新の実績は2023年度の二酸化炭素の排出量ということになってございます。

(1)で、足立区の特徴といたしましては、家庭部門が最も多い状況でございます。また、自動車部門の排出量も他区に比べて多く、23区では2番目に多い実績となっております。

ただ、これは、区といたしましては面積が広く、幹線道路や高速道路が多いということが影響されてございます。

(2)からは、足立区と23区のCO₂排出量の記載でございますが、足立区では189.1万tということで、前年度比マイナス7.2%という形で年々減少は続けてございます。

5ページには、そのグラフを記載してございます。

また、(5)番には、部門別のCO₂排出量の増減表、それから6ページ以降も各区、近隣区との比較につきまして項番3に記載をさせていただいておりますので、近隣区の状況と比較して、データの方を載せさせていただいてございます。

8ページまで続いてございます。

それでは、続きまして報告資料について御説明させていただきます。

環境部の報告資料をお願いいたします。

まず、2ページの環境基本計画の策定状況についてでございます。

今年度末の完成を目指して、審議会で議論をしているところでございます。

今年度第1回目の審議会を開催いたしました。5月28日に行いました。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

審議事項につきましては、これまで頂：いた審議会での御意見を素案にまとめさせていただきまして、様々頂いた意見を反映させたものを作成いたし、お示しをいただきました。主な意見につきましては、別添の1の方にある程度まとめさせていただいておりまして、こういった御意見をいただいたので修正をいたしましたというものを記載しておりまして、それを反映させたのが別添2で、環境基本計画の素案という形でお示しさせていただいております。

それらを踏まえまして、3ページ、今回頂いた主な意見につきましては記載のとおりでございますけれども、特に第6章のところの③のところにあります環境保全行動指針というものは、イラスト入りで分かりやすく、取組を書かせていただきましたけれども、是非これは別冊版として、この基本計画の中で埋もれないようにしていただきたいという御意見をいただいております。

4番で、今後のスケジュールですけれども、9月に第2回の審議会を行いまして、答申を示したいと思います。その後、11月にはパブリックコメントを経まして、年度末にはこの基本計画の完成を目指してまいります。

恐れ入ります、7ページの方に少し飛んでいただきます。

家庭用廃食油回収の令和7年度実施結果でございます。

回収実績につきまして、令和7年度は2,321リットルの回収を行いました。これにつきましては、3拠点を増やしたことと、本庁舎でも平日回収を途中から始めたということが影響してございます。

8ページをお願いいたします。

周知・啓発につきましては、廃食油につきましては持続可能な航空燃料に変わるということで今取組を行っておりますので、そういった視点をVR体験をしたり、飛行機の消しゴムですとか、ま

た漏斗との配布を行わせていただきまして、記載のとおりイベントで出店をし、1040の回収をしているところです。

今後の課題と方針でございますけれども、今年度も新たに2か所追加をいたしまして、全部で7拠点で回収の方を進めていきたいと思いますので、回収の増強と、あと啓発についても力強く行っていきたいと思います。

続いて、10ページになります。

家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率についてでございます。

項番1が、家庭ごみ排出量及び1人1日当たりの排出量でございますが、全体では12万1,529tということで、1人当たりに換算すると473.4tということで、目標までもう少しというところでございました。ただ、前年よりかは減少している状況でございます。グラフにその推移が書いてあります。

11ページには、資源化量が書いてございます。

(1)は行政回収のものでございますけれども、こちらについても前年度よりは微減です。

(2)の燃やさないごみにつきましても前年度より微減、(3)の粗大ごみにつきましても基本的には横ばいといえますか、微減になってございます。

12ページの(4)には集団回収記載してございますが、これについてはちょっと前年度より、年々これは、町会・自治会の協力をいただいておりますけれども減少が続けているという状況です。

項番3は、資源化率でございますけれども、令和7年度は19.62%ということで、目標値の90%を達成しているというような状況でございます。

13ページの項番4ですけれども、区内全域のプラスチックの分別回収、今年度から始めておりますけれども、それが終わると、今年度の予測で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

は24.2%の資源化率になるだろうということを推計してございます。

続きまして、14ページです。

プラスチック分別回収モデル事業の実施状況で
ございます。

令和6年から行っておりますけれども、令和7年度の実績をお示しします。令和6年度に比べて令和7年度、若干量は減っています。また、資源化量も減っていて、資源化率が少し減っている、微減という形で88.8%ということになってございます。

15ページには、項番2に、これまで確認できた課題や対策を書いておりますけれども、今年度全区展開に向けて、これらを横展開いたしまして、対策の方を行っているところでございます。また、引き続き全区展開で周知を行いながら、更なるごみの減量、資源化率の向上に向けて、進めていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○さの智恵子委員長 続いて、過去の審査状況につきまして区議会事務局長に説明を求めます。

○区議会事務局長 CO₂削減に向け様々な課題があり、今後も議論していく必要があるという意見が多いため、継続審査となっております。

○さの智恵子委員長 何か質疑はございますか。

○小泉ひろし委員 2013年度比60%以上設定することを求めるということで、非常にいいことだけれども、簡単ではない。その中で、足立区としてはもう様々な取り組んでいるわけですが、この環境審議会とかでいろいろ数値については詰めたし、また各区の削減目標等調査されたと思うのですが、これちょっと質問なのですが、例えば足立区内でも行政がやったり、家庭ごみの中からCO₂の排出が多いということは言われているわけですし、また足立区は広いし、幹線道路があって、車から来るCO₂の排出は非常に多いということではなかなか大変なことだと思うのですが、区

内で事業をされている方もかなり努力されていると思うのです。

例えばなのですけれども、牛井チェーンの松屋なんていうのはお店の中に常に最新の企業努力、どれだけ我が社としてはSAFに結びつけるような油の回収だとか、食べ残しのものをどうやって肥料だとか飼料に生かしているかだとか、そういうことを必ず大きなパネルで掲示しています。また、あるコンビニ行くとバッテリー関係の回収をやっていたり、あるスーパー行きますと、例えばメロンみたいな大きな果物を販売したときにプラスチック容器を回収するコーナーを設けて、通常家庭ごみで出すということ以外に、大きなものもしっかりとリサイクルしていくというそういう取組を目にするわけで、区内事業者もかなりそれぞれ努力していると思うのですが、その辺のCO₂削減に結びつくような成果というか数字的なものというのは、区としてはつかめるのでしょうか。

また、どういう評価されているのでしょうか。

○環境政策課長 今、小泉委員御発言いただいたように様々な取組していただいているところだとは思いますが、では、その数字を直接的に足立区のCO₂削減にどれだけ反映しているかという、それはなかなかちょっとつかめないところでございます。どうしても、やはりオール東京で数字つかんでいるところでございますので、当然足立区としても様々な取組して、区民の方にもいろいろことをやっていただいて、ただ、やっぱり国全体で取組を進めていくものでもありますので、そういった形で社会全体で取組を進めていく中で、目標達成に向けて進んでいくのかなというふうには考えているところでございます。

○小泉ひろし委員 足立区内というか一般区民も、プラごみの全区回収も始まりましたし、非常に関心は高くなっていると思います。ちょっとちっちゃいことなのですけれども、プラごみ全区展開して、その中でさっと水に流して洗えるようなもの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

はプラごみ回収とかそういうことをやっているしあんまりひどいものは燃やすごみ中に一緒にでもいいよとか、その辺は分かっているかと思うのです。

スーパーだとか量販店行くと、もうプラスチックパックで売っているものが非常に多くて、そこに表も裏もシール貼ってあるわけなのだけれども、また時間がたって売れ残り直前になると、ディスプレイのシールがまた上に貼っちゃったりして、この辺というのは、実際にしないでプラごみでいいのか、または、できる限り剥がしてほしいのか、できる限り剥がしてほしいのだったら、企業側の努力というか、そういうもうべた付いて、剥がすときに紙が残っちゃうようなものではなくて、いろいろ技術的には進んでいるのだから、貼ったものがきれいに剥がれるようなそういうシールに切り替えてもらう、そういうことなんかも有効だと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○足立清掃事務所長 まず、パックのシールについてでございますが、再商品化事業者と中間処理業者に確認を取りましたところ、付いていても資源化は可能なので、区民の皆様にはできる限り剥がしてください、取れなかったら、取れる範囲でプラスチック資源としてお出してくださいというふうに御案内をしております。

もう1点いただきました各企業のシールの種類、剥がしやすいもの、剥がしづらいものというのはあるのですけれども、もちろん剥がしやすいものの方がその後のリサイクルにはしやすいのですけれども、現状区で、生産者に対してその働きかけは行っておりませんので、シールの種類等を研究しながら、区の方で何ができるかというのは勉強していきたいというふうに考えております。

○小泉ひろし委員 ちっちゃいことかもしれないけれども、本当に有効に資源を活用するのだったら、そういう何か、事あるごとにシールの改善なんかも協力していただいた方が、より効果的かなとい

うふうに思います。

この全区回収になって、特に苦情とかそういうものはいかがでしょうか。

○足立清掃事務所長 毎日のように御意見は頂いておりません。特に多いものというのは、やはりプラスチックの分別をしていただくことというのはもう皆さん受け入れていただいたというところがあるのですけれども、収集の回数、可燃ごみが3回から2回になったことについて、可燃ごみ3回に戻してほしいという御意見ですとか、プラスチックの容積が増すので、プラスチックの回収日を2回にしてほしいといったそういった御意見、苦情というのは多々頂いております。

○小泉ひろし委員 環境に関係あることだから、ごみの収集において、足立区の人口統計や総務委員会でもあったと思うのですが、約7%が外国人だと思うのですよね。町場でよく、プラごみ全区回収始まったからなのかもしれないけれども回収日が変わったことがあって、プラスチック容器が全然関係ない日に山積みになっているとか、不燃のごみがほっぽり放しになって積んであるとか、よく見かけるのです。

これは、一般的な日本語を理解できる、区報で分かる方は、それなりに時間たてば分かってくると思うのですけれども、なかなか町場を見ると、これ知らないで出しているのかな、理解していないのかなというか、そういう光景をよく見かけるのですけれども、その辺は簡単ではないと思うのだけれども、これは地域の力なのかどうか分かりませんが、やっぱり外国人も多くなっているし、理解を進めるようなことをしていかないと、ごみ回収してる人にとっても、これ、分けてやると大変なんだよね。その辺、お願いしたいなというふうに思います。要望で、何かあればお願いします。

○足立清掃事務所長 外国人の方に限らず、年度当初の曜日の間違いというのは非常にありまして、実際私どもの清掃事務所の排出の指導の班という

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

のは集積場を回って、個別に御指導などをさせていただいているところでございます。

特に外国人の方に関しましては、庁内横断的なプロジェクトチームをつくりまして、ごみの出し方の動画というものをつくりました。そんなようなものを戸籍住民課に転入したときに、それらの方に見ていただいているというのが1点と、それから、私どもの方でも、ごみの出し方のリーフレットというのを多言語のものをつくっておりますので、排出の間違いをした方が外国人と思われる場合は、そういったものを直接またはポスティングしてお配りなどをさせていただいています。

また、先ほど小泉委員からお名前出していただいた地域のちから推進部とも連携をいたしまして、外国人の方がよく参加する日本語ボランティア教室、こちらにアウトリーチで私どもも参加させていただきまして、ごみの出し方というのをレクチャーさせていただくような機会を設けておりますので、引き続きそのような形で、外国人の方が足立区のごみの出し方のルールに慣れるように努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

- 小泉ひろし委員 最後にしめますけれども、外国人が全部が全部、ルール違反してるというわけではないのだけれども、特にシェアハウスみたいなワンルームの集合住宅でやっぱり出入りが激しいケースもあったりして、そういうところなんかは目立つのです。その責任というのは、オーナーさんというか管理してる会社があるのだらうけれども、そういうところなんかの周知もしないと、入っている人は短期間で出たり入ったりだとか、急な引っ越しだとかいろいろあると思うのだけれども、もうごみをまとめてバーンと出して、大きい家電なんかも出しっ放しで行っちゃったり、そういうことがあるので、その辺もやっぱり対策として考えていかないと、これから本当に厳しいのではないかと思います。

以上です。

○さの智恵子委員長 要望でよろしいですか。

○かねだ正委員 ちょっと私も報告事項で、小泉委員からも質問出ましたけれども、プラスチックの分別回収の話なのですけれども、今答弁の中でも出たのですけれども、特にペットボトルなんかのシールを剥がすというのは、区民の皆さん、お1人お1人の考え方によって結構変わって、現状としてはできているのかなと思います。

物すごくきっちりもう剥がさないと出せないというふうに思われる方もいるし、そのままでもいいかなというふうに思われる方もいます。管理人さんなんか聞いても、そこまで、まだ今の段階では大丈夫ですよというようなニュアンスでおっしゃる、管理されているようなケースもあるのかなというふうにちょっといろいろ聞いていますので、非常に区民の方が戸惑ってしまっているケースも非常に多いのです。

このプラスチックの出し方のところでも、固形物や液だれがない程度に汚れを落とすというのも、これもどの程度なのかなというのが非常にあって、きれいに洗っている方もいれば、ある程度、本当に少しちょっと残っちゃっているという方もいるのですけれども、その辺の程度が、非常に今、区から区民の皆さんにお願いしてる形だと、区民の皆さんにとってはちょっと曖昧かなと思われている部分もあるのですけれども、その辺についての認識というのは、どういうふうに区としては思っていますか。

- 足立清掃事務所長 かねだ委員御指摘のように、4月以降から問合せの内容が大幅変化してきているように感じております。基本的な曜日の確認というところから、そのジャッジに迷うところについてのお問合せをいただくことが非常に多くなってきましたので、今後、今年度まだまだプラスチックの分別回収の周知十分とは思っておりませんので、様々な媒体を使って周知をさせていただきたいと思っているのですけれども、その周知

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

のフォーカスするポイントというのを、排出する皆さんがジャッジが迷う、そういうポイントに絞って進めていきたいというふうに考えております。

○かねだ正委員 例えばですけれども、一般的に言うごみの種類、一般ごみと事業系ごみだったりがあったときに、一般ごみのときに事業系ごみが出ていると、もう持って行かないというケースが例えばあったりしますけれども、今回のこのプラスチック分別に対しては、そういったケースはないですか。例えばプラスチックのものが入っているから、これはちょっと持っていけませんみたいなのは、ごみ収集するときにないですね、今のところ。

○足立清掃事務所長 事業系ごみが事業系の手続をしないで出ていた場合というのは、それと判断できる場合というのは警告のシールを貼って、取り残させていただいて、続く場合というのは、その事業者さんに直接訪問して、シールを貼って出させていただくように指導はさせていただいております。実態として、それが判断ができないレベルで混入しているということもあるかと思えますけれども、そういったケースは、実際は家庭ごみとみなして回収しているというのは中にはあるというふうに認識しております。

○かねだ正委員 例えば、燃えるごみ燃えないごみもそうなのですが、持っていてももらえないということになると、ある程度、区民の皆さんはしっかり分けて、しっかり出そうという意識は結構おありになると思うのですが、ある程度持っていてももらえるのだったら、そんなに分けなくても大体でいいかなと思ってしまう部分も、これ正直言っているんです。そういった意味では、今これお願いベースでやっぱりプラスチック分別をやっているの、今後、これがどんどんどんどん進んでいくとは思っています。こういった、右肩上がりですと進んでいくのかどうか分からないのですが、でも、あくまで区民の皆さんの協

力ベースということで、さっきのペットボトルのビニール剥がすかどうかというのは、これはもうそれぞれの皆さんの意識、区民の方の意識によって変わってくると、リサイクルに対する意識とかで変わってくると思うのですが、その辺、どういうふうな形で見通しとして、このプラスチック分別というのは考えていこうと思っているのか、これから先のことをちょっと伺いたいと思います。

○足立清掃事務所長 かねだ委員御指摘のとおり、区民の皆様の協力があることでその分別だと思っております。ただ、人それぞれの協力度の全体の底上げをするためには、やはりこの事業が、どういうふうに地球環境にプラスになっているかというのを見せていくということが大事かと考えておりますので、今後のお願い、啓発の中で、効果の見える化というのをしっかりとやっていくということが大事だというふうに考えております。

○かねだ正委員 なるべく協力していただいで、これ罰則とかそういうものを持つというのはなかなか難しい話なので、やはりきちっと、区民の方にどれだけ協力していただけるかということで協力していただける体制を、もっともっと、これ周知なのか、ある程度のところで何かいろいろ、すごくプラスのことを区民の方に提示することなのか分からないのですが、なるべくしっかりとやったださっている区民の方が報われるような形のプラスチック分別回収になれば、もっともっと理解度が深まっていくのかなというふうに思いますので、これやっぱり大切な施策なので、是非、頑張っていってほしいと思います。

以上です。

○さの智恵子委員長 要望でよろしいですか。

○かねだ正委員 要望で。

○さの智恵子委員長 他に質疑ございますか。

○中島こういちろう委員 私からも、1点だけ質問

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

です。

アメリカが国際的なCO₂の削減の枠組みであるパリ協定から今年は離脱する中で、それでも日本であったりこの足立区の中で、こういったCO₂の削減をするということは非常に大事なことだと思いますし、しっかりと進めていく必要があるというふうに思っています。

その中で、先ほど他の委員からも、プラスチックの分別回収の話で様々な質問がありましたけれども、今回御報告いただいている54ページ目の先進地域の報告、令和6年度、令和7年度の結果というのは、今4月から全区展開をしたこの足立区において非常に大事なデータになるというふうに認識をしています。そういう意味で見ていると、令和6年度、令和7年度というふうに比較をすると、御報告にあるとおり、これ回収率や回収量、そして回収率、ともに下がっている状況だと。

それでまず、この原因であったり背景を、足立区としてはどのように捉えているかというのをお示しください。

○足立清掃事務所長 原因については、2つ分析しております。

1つ目は、初年度に関しましては住民の皆様の非常に関心が高くて、慎重に分別をしていただいていたのが、2年目になって慣れも発生してきてというところが考えられるのかなというふうに思っているのが、1点でございます。

もう1点目が、すいません。

ちょっと失礼。

まず、1つが慣れによるものというふうに分析しておると、もう1点目が、昨年度、プラスチックの分別回収が区内全域にするに当たって、様々なチラシ等のポスティングを行ったのですが、そのうちの半分ぐらいが川より南の地域だけでなく、川より北寄りの地域に啓発を行っていたので、その辺りの周知の量の不足も原因しているのではないかなというふうに考えておりま

す。

○中島こういちろう委員 ありがとうございます。

今お話いただいたのが、慣れと周知の量であったりということですか、御回答いただいたかと思うのですが、やはり、どんな方でも最初は意識するけれども、ちょっとずつちよつとずつ慣れというもので減ってしまうというのは出てくる話だと思うのですが、そのための周知だと。

これプラスチック回収量と資源化率の月別推移のデータを見ていくと、この資源化率が特に下がる月が、7月、10月、12月ぐらいが、このデータの中ではその年の中でもちょっと下がっているのかなと。こういったところの分析というのも、されていらっしゃるのでしょうか。

○足立清掃事務所長 データベースがまだ2年しかないもので、申し訳ありません、現時点では月ごとの推移の原因分析というのはできておりません。

○中島こういちろう委員 私は、ここをちょっともう少し細かく見ていただく必要があるではないかなというふうに思います。というのが、先ほどの周知の徹底というところがありましたが、やっぱり下がるタイミングで適切に周知を、その前に周知をしてあげるような取組をすることで、この資源化率が上がってくると思うのですよね。

今、全区モデル地区の回収から、区内全域に展開したときに、推計回収量が7,500tに見込むという話の報告記載ありますけれども、実際に、資源化率の目標みたいなものというのは、今足立区の中であるのでしょうか。

○足立清掃事務所長 目標としては、90%程度を目標としております。

○中島こういちろう委員 そう考えると、初年度はこのモデル地区においては達成はできているものですが、これ恐らく同じような形で全区展開をしても、最初はいいい数値が出てくる可能性は高いと思うのですが、特にモデル地区で見るとち

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ようど今、全区展開して3か月ですけれども、今の6月のタイミングがかなり下がっている。これ全区展開しても同じような状況になっている可能性が高いと考えると、効果的に、繰り返しになってしまいますが、周知をするタイミングで、その周知の仕方というのは先ほど効果の見える化というお話いただいたかとは思いますが、始めて3か月たって、具体的にどんな変化があったのかであったり、どんな影響が全体にあるのかみたいところを、やっぱり限られた予算、機会の中で適切に対応していただくことが、全体の率の向上につながるのかなというふうに思いますので、いま一度、改めてここの部分、いろいろ考えていただいているとは思いますが、細かく月別のところまでデータを見ていただいて、しっかりと御対応いただくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○足立清掃事務所長 中島委員御指摘のとおり、月ごとの傾向を見極めて、そこに広報の資源を投入するというのは大事なことかと思うので、この2年間とこれからの統計を見極めながら、どのタイミングで投資していくべきかというのを検証しながら、計画的な広報に努めてまいりたいというふうに思います。

○さの智恵子委員長 他に質疑ございますか。

○小林ともよ委員 今回第4次足立区環境基本計画の中で、2035年度までに2013年度比で61%以上目指すということが記載されていますけれども、この陳情にある目標、2030年までに60%削減するという目標からは低い目標になっていると思うのです。それで、この基本計画の中で気になったのが、地球に一番やさしいひとのまちという文言がこれまであったと思うのですが、これがなくなってしまったということで、まだまだ足立区の取組としては不十分で、1番を目指そうというそういった目標を、今もう早々に旗を降ろしていいのかというところがあると思う

のですが、この文言入れなかった理由というのは何でしょうか。ありますか。

○環境政策課長 地球に一番やさしいひとのまち、その理念は当然生きているわけなのですが、今回、そこからかなりの年数も経ってきているということもありますので、ちょっと現状に合わせる形で、今回は、その文言自体は計画の中では取り入れていないということでございます。

○小林ともよ委員 まだまだ新しくやることいっぱいあると、やれることいっぱいあると思いますし、プラスチックの分別回収もまだ始まったばかりですので、是非、その理念、きちんと記載していただきたいと思います。その辺はまだ、これから審議会の中でももまれていくというところでしょうか。

○環境政策課長 審議会等の中でもそういった御意見頂戴しておりますので、次、また新たに素案をお示した中で、また、改定をしたものを次の審議会の方で出ささせていただく予定になってございます。その中で、記載できるのかどうかというところは検討させていただきたいというふうに思います。

○小林ともよ委員 是非よろしくをお願いします。

それと、食用油の回収なのですが、初年度の約2倍ということで2,000ℓ、この廃食油は、どこへ行って、どのように処理されているのでしょうか。

○ごみ減量推進課長 まず、家庭で出されたものを区で回収させていただきます。それを、収集運搬事業者と私ども協定結んでいますので、その業者が精製工場といいますか、廃食油をいわゆるSAFに変える工場に持っていくと。そこで、これは国内ですけれども、そこで精製されたSAFを使っていくと、そういった流れになっております。

○小林ともよ委員 京都市では、独自で油の精製施設を持って、市バスやごみ収集車の燃料として利用しています。足立区は、こういう規模にまで発

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

展させるという、そういった展望はあるのでしょうか。

○ごみ減量推進課長 将来的には、食用油を使える先を拡充しながらということは考えておりますが、何分この廃食油の回収も始めてまだ2年でございますので、効果検証をしながら、まずは廃食油の回収を広げていきたいという考えです。

○小林ともよ委員 始めて2年で、2,000㌔というところまで来たわけですけれども、京都に比べるととても少ない数量ではあるのですが、例えばこの量の廃食油を利用したSAFでは、どのくらいの距離の飛行ができるのか御存じでしょうか。

○ごみ減量推進課長 航空会社のホームページで計算しますと、この2,300㌔の年間の回収量は、およそSAFとしては航空機1機当たり大体180キロだとか200キロ、その走行が可能という情報を受けております。

○小林ともよ委員 すみません、具体的に200キロというと、大体どれぐらいになりますか。

○ごみ減量推進課長 200キロです。200キロが航空可能という距離でいうと、東京から静岡ぐらいかなと思っております。

○小林ともよ委員 足立区だけで収集してる油で、それだけ飛べるというのはすごいなと私思ったのですけれども、単に2,000㌔回収できましたと言われても、一体どれだけのものかというのが想像しづらいと思うのです。

例えば、回収量に対応して、今東京からどこまで飛んでいますとか、今年は大阪まで食べましたとか、そういった感覚としてつかめるようなことによつて、回収の協力ももっと意欲的になるのではないかと思います。こうした見える化も是非行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 達成だとかの目標というのは、できる限り皆様に協力いただいているもので、可視化というか分かりやすい形で、小林委員

の発言を参考にさせていただいて、今後検討させていただきたいと思います。

○小林ともよ委員 あと、プラスチックの分別の件ですけれども、今全国展開になりまして、私の周りの地域でも様々なところであると思うのですけれども、これまで回収してもらっていた時間帯というのは、大体今までは定まっていたけれども、これが分別が始まって、時間がすごく変わってしまったということで、地域の方皆さん、戸惑っている方もいらっしゃるのですけれども、何時までに出せばいいのか分からないというこういった点について、どのような対応をしているのでしょうか。

○足立清掃事務所長 今までも、ごみに関してはどなたにも8時以前にごみを出してほしい旨を御案内していたのですけれども、小林委員がおっしゃっていただきましたように、今年度それぞれ、皆さん経験則で時間を決めて出している方がかなりいらっしゃるようになりました。

ですので、改めて、これがこの6月に配っているチラシなのですけれども、こういったものも含めまして、8時までに出していただくようなことのアナウンスというのを繰り返し行っております。

○小林ともよ委員 その辺、周知徹底のほどよろしくをお願いします。

それと、この環境審議会の議事録、5月に行われた議事録ちょっと読ませていただいたのですけれども、この中でも議論にあつて、納豆の容器をどうするのかと家族ですごい議論があつたという話があつたのですけれども、私も委員会の事前説明のときに、区の執行機関の方から、納豆の容器は洗うと時間掛かるけれども、水につけておくとか自然にぬめりが取れるということを知りまして、なるほどと思って私も今実行して、本当に楽になったのですけれども、仕事行く前に洗わないでよくて、つけておいて帰ってきてからさっと取り出せば、もう本当にぬめりがなくなっているという

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

状況を確認できました。

やっぱりこういった細かな工夫なんかを、区民みんなで共有していくということが大事なかなと思うのです。それで、先行しているところはもう3年目となりますので、区民の方からもどのような工夫しているのかアイデアなどを募って、全体で共有していく取組も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○足立清掃事務所長 その辺りの品目ごとの細かい処理の方法というのを知らせていくというのが、先ほどの資料の件もそうなのですけれども、今後の課題かと思うので、情報発信の方法ですとか収集の方法というのは事務局で検討させていただきますが、今おっしゃっていただいた、納豆で例を出していただいたようなニッチな疑問にお答えできるような情報発信というのは、心掛けていきたいというふうに考えております。

○富田けんたろう委員 私から、1点だけお伺いします。

陳情の方になりますけれども、2030年までということだと思いますが、そうすると今2026年、ちょうど今日折り返しですか。3年半しか残されていないわけで、その僅か数年で、目標を60%まで上げるとなった場合は、これももちろん、区が今やっている事業にもいろいろ影響があるという認識でよろしいでしょうか。

○環境政策課長 これやっぱり、60%に引き上げるというのはなかなか難しいのかなというふうに思いますし、富田委員御発言のように、様々な取組を組み合わせやっていかないと、仮にこれを目標にした場合には、なかなか達成は難しいのかなというふうには考えております。

○富田けんたろう委員 そうだと思います。

それから、もちろんこれ区内の事業者さん、それから、区民の方にもこれ直接影響がある話かなと思うのです。例えば、経済的な負担をもしかしたらお願いすることになるかもしれないとか、そ

うなったときの試算というか、定量的な、区民の方をお願いすることになる数字みたいなものはあったりするのでしょうか。

○環境政策課長 すみません、仮にこれ60%に目標を設定したときに何をどこまでやればというところの試算までは、ちょっと私どもの方で持っていないので、実際に、区民の方とか事業者の方にどれぐらいのコスト負担が掛かってくるかということもちょっと把握はしていないところでございます。

○さの智恵子委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○さの智恵子委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いいたします。

○小泉ひろし委員 60%以上という目標に対しては、なかなか足立区も一生懸命やっているのですが、簡単なことではないと思いますし、足立区は広いし、道路ももう本当に多くの車が走っているし、家庭ごみの方だけの努力だけでもどうにもならない部分があると思います。

また、これから何分、区民の協力がなくて大きな目標を立てても進んでいかないので、これから区が取り組む施策をなるべく協力していただくように、1つ1つ前進したことを分かりやすく、さっきもSAFの話ありましたけれども、さっきの松屋の話ではないのだけれども、ちゃんとどれだけの輸送量を確保しましたとか、ちゃんと表示してあるわけです。そういうことを身近な区民にとって、やりがいが出てくるようなそういうことを、これからも工夫していただきたいと思います。継続をお願いします。

○かねだ正委員 数値目標が高いということは、理想的にはいいことなのでしょうけれども、一方で、そこにはやはり区民の方々の御協力、区民の方々の生活の利便性、産業等々経済的なこと、いろいろなことが絡んでくると思いますので、やはりそこは慎重に考えていくべきだと思いますので、今

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

回継続というふうにさせていただきます。

○小林ともよ委員 やはりまだまだやり残している点がたくさんあるという点では、高い目標を持って、そこに向かって区民全体でやっていく必要があると思います。

それで、地球に一番やさしいひとのまち、やっぱり目指していくべきであると思いますので、採択をお願いします。

○富田けんたろう委員 残り数年で、がっとう上げていくというところに関してのやっぱり負担感、この辺りの試算というのがちょっとまだ出ていないというところであったり、環境基本計画の議論というのも今進んでいると思いますので、そことの整合性とか、その辺りも見えていく必要あるかなと思いますので、継続で。

○中島こういちろう委員 継続をお願いします。

○さの智恵子委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○さの智恵子委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査と決定をいたしました。

次に、受理番号7 「工場運営企業と周辺住民の共生のための条例」の制定を求める陳情を単独議題といたします。

新規付託でありますので、執行機関の説明を求めます。

○環境部長 恐れ入ります、環境部の陳情説明資料をお願いいたします。

5ページになります。

受理番号7 「工場運営企業と周辺住民の共生のための条例」の制定を求める陳情でございます。

陳情の趣旨でございますけれども、こちらの住民・企業・自治体という3者がパートナーシップを形成して、ちゃんと住民への説明・住民との話し合い・あと住民との間の協定を締結するということを主な目的とした条例の制定を求めるものでございます。

経過につきましては記載のとおりでございますが、対象の食肉加工業の事業場が、令和6年の1月に鹿浜から現在の新田の方に移転いたしました。その後、悪臭や騒音に関する苦情件数が複数寄せられてきているところでございます。

項番1がこれまでの経過でございますけれども、区が主催いたしました、住民との面談会で御意見を2回ほど聞く場を設定してございます。

また、個別に受けた電話での苦情相談も、(2)の方に記載したとおりでございます。令和7年度に入りまして、騒音についての苦情はないような状況でございました。

(3)番でございます。区による公害現象の確認でございますけれども、区は定期的に現場の方も確認させていただきまして、悪臭のパネルテストですとか、騒音の測定を実施しているところでございます。

6ページの方に、悪臭のパネルテストの結果を記載してございます。令和8年の2月17日に1回だけ、規制基準の超過という現象がございました。これにつきましては、イの表の欄外に記載してございますけれども、基準超過はオゾン脱臭装置から発生するオゾンに由来する臭気と思われるという話をしております。実際に臭いが違う物質が、この2月には感じているということがありました。

騒音の測定につきましては、月2回以上の現場確認をしておりますけれども、騒音についてはいずれも規制基準以下でございました。

(4)番には、事業者の対応について記載してございます。悪臭対策につきましては、水に吸着させるスクラバーの設置、消臭剤の使用など、様々な悪臭対策を導入しております。また、今年の1月には最も効果が高いオゾン脱臭装置を設置して、機能を発揮しているところでございます。

騒音対策につきましては、吸排気口への消音機設置や換気扇の静音タイプのものへの入替えなどを行った対策を取っております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

また、住民との対応につきましては、このオゾン脱臭装置、今回付けたものについて、ポスティングですとか本社の入り口への掲示、または町会の回覧版等で周辺への情報提供を行っております。

また、代表からの要望などにつきましては、文書でも回答しております。

また、電話につきましても、問合せについてはその都度対応しているということでございます。

7ページの項番2ですけれども、この陳情の条例案と既存法令との関連についてでございますけれども、まず(1)には、東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、いわゆる環境確保条例でございますけれども、そちらにも今回の条例案、例えば第10条のところの記載についても網羅されていたり、(2)番の方では、環境省が出しております新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針、この指針の中でも、事業者、地域住民、自治体、この3者がしっかりと情報共有してコミュニケーションを取って信頼関係を築きましょうということを記載を、義務として定めたものではありませんが、望ましいやり方としてお示しをされているところでございます。

項番3のところには、近年の悪臭と騒音の苦情件数、こちら全体の過去5年の区内での公害苦情相談件数を記載させていただいております。

8ページ以降は、環境省の公害の取組指針の方を記載させて、別紙で付けさせていただいております。

私からは、以上でございます。

○さの智恵子委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はございますか。

○小林ともよ委員 今回住宅街に食肉加工工場ができて、工場の操業が始まって、悪臭と騒音に悩んでいる近隣住民からの陳情だと思います。

この工場がどのようなものか、ちょっと私も現地を確認してきました。本当に住宅と隣り合って、排気口が住宅側にもあるのでちょっと驚いたので

すけれども、騒音、臭いは軽減されて、区の方にも騒音に関しては苦情は届いていないということですので、24時間1年中続くために窓が開けられないですとか、臭いに関してはいつこの臭いが強くなるタイミングがあるのかとか、そういったものが日によって違うということで、窓が開けられないということと、あと騒音も軽減をされたものの、ずっと24時間続いている。それで、すぐ近くというか隣に住んでいるので、これがもう1年中続くとなった場合に、精神的な苦痛が続いているという話も伺ってまいりました。

という中で、今現在、区の方ではどういった対応を行っているのか、教えていただけますか。

○生活環境保全課長 区の方では今のところ、令和8年度に関しましては、苦情が来ていないという状況でございますので、状況を見守っているという状況でございます。

○小林ともよ委員 私聞いた中では、臭いの計測ですとか、そういったこともやっていたりですとか、住民の方に騒音の計測器などを貸し出して測ってもらっていることをやっているのではないかと思いますのですが、いかがですか。

○生活環境保全課長 失礼いたしました。

騒音に関しましては、見回りをしているときに、職員が定期的に測るというようなこともやっておりますし、要望があれば、騒音計の貸出しもさせていただきます。

また、悪臭に関しましては、ここに記載のとおり、2月に1回出ておりまして、4月の段階でその後低減したかどうかというのを、パネルテストを用いて測っております。今後も、2回悪臭が引っかからなくなったというのを確認して、あとは通常の状況を見守るというところに移行いたしますので、もう1回、7月に測るということを予定させていただいているという状況でございます。

○小林ともよ委員 これ臭いの被害ということで、風向きによっても、区が測定する場所に、臭いが

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

来ていない場合もあったりするわけですね。そういう中で、やっぱり臭いが強い人、弱い人、いろいろ様々ある中で、住民の方は、今区の方は、この臭いの確認というか数値を調べるのに、ビニール袋で空気を入れて、それを担当の人がその臭いを嗅いで判断するというやり方だと思いますけれども、住民の方はこのやり方にちょっと不安を覚えているということで、あまりにも原始的ではないかというようなことを聞いているのです。

誰がやっても同じ結果になるような計測器を使うべきではないかということで、騒音測定器、今区が貸し出していますけれども、臭いの測定の方も、月に2回ほどしか計測に来てくれないということで、自分たちで測りたいという声も出ているのです。そういった計測器を区で購入して、貸し出してほしいという要望も聞いていますが、その点いかがでしょうか。

○生活環境保全課長 ありがとうございます。

悪臭の測定方法につきましては、3点比較式臭い袋法というものでございまして、3つの袋で空気を取って、その中に当たりがあるというものを最低6人のテスターが臭いを嗅いで当てられるかというのを、どんどん希釈を繰り返しながら、繰り返して行っていくということで、臭気の測定を行っていくものでございますが、こちらは原始的という御意見いただいていますけれども、悪臭防止法の方に、施行令に環境大臣が定める悪臭の測り方ということで規定をされているものでございますので、こちらを使ってやっております。

それで、機械の方が適切ではないかというような御意見もありますが、適切ですと、人間が感じる不快度というのが適切に判断できないということで、環境省の言をか借りますと、その3点比較式臭い袋法の方が複合臭に的確に対応でき、かつ住民の被害感と一致するということから、こちらを採用するというので、こちらは正式に採用されているのでございまして、環境確保条例におき

ましても悪臭防止法によるということになっておりますので、こちらを使っております。

○小林ともよ委員 しかし、今住民から声が上がっている中では、それではちゃんと図れていないというのが住民の実感なのですね。臭いがやっぱり強い日もあれば、弱い日もあって、風向きによっては、自分の家の方にやっぱり臭いが来る日もあれば、区が測定している場所に臭いが飛んでいないという、そういう場合もあるという中で、こういったことを要望されていると思うのです。

これに対して、区はどのように、住民に対して向き合っていくというつもりでいるのでしょうか。

○生活環境保全課長 臭いの採取場所につきましては、事業者ともお話しの上、一番臭いが強いと思われる汚水処理棟と住民の敷地境界のところで測っております。風向きによって、臭いが違ってしまいうところもございますが、やはり公平に、悪臭の測定位置については判断しなくてはいけないというところがございますので、環境確保条例上で決まっているやり方で、その基準を超えるかどうかというのが、1つの基準になるのかなというふうに考えております。

○小林ともよ委員 月に2回程度ですね。やっぱりその臭いが強い日に当たらなければ、それは公害ではないというふうに認められるというのは、やっぱりちょっと違うと思うのですよね。

もし、計測器などを購入して貸し出せないというのであれば、その測定をもっと頻繁に行うですとか、そういった工夫も必要になってくるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○生活環境保全課長 ちょっと、今すぐ増やすかどうかというのは、はっきりとは申し上げられませんが、状況を見つつ検討させていただきたいと思っています。

○小泉ひろし委員 条例の制定を求めるということで、公害を発生させた企業に対して、住民への説明会、または住民との話し合い、また協定締結を促

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

す、そのための強制のための条例を求めるという陳情だと思うのですが、私も現地へ行きました。歩いて、何か最初分からなかったのだけれども、工場の周辺を2回りして、どこから臭うのか、どういう音なのかということをはなかなかな分からなくて、2周もしちゃいました。

それで、時期だとか時間帯によって、そういう臭いだとか音がする時あると言われてはいますけれども、私が行ったときは、音は特に気になる音はなかった。また、臭いについても、工場周辺には排気口というか、そういう口が付いているわけですが、そこから排気されているのですか、特異な臭いだなど感じるものは感じられませんでした。

ただ、この報告にあるように、悪臭パネルテストで1回、2月に基準値超えがあったということですけれども、これは本来の悪臭とは違って、オゾンの臭い、そういうことだということで、これは、本来の悪臭とはちょっと違うのではないかなというふうに感じましたし、また一番大事なのは、近隣住民から、皆さんがそういう悪臭だとか騒音を感じたということなのだと思いますけれども、これまで企業側もどれだけ努力してきたかということが、非常にまず大事であると。そういう部分では、私が聞いたところだと、オゾン脱臭装置、約機械価格として約6,000万円ぐらいの機械を入れたり、様々企業側も努力はされているのかなというふうに思いました。

また、その効果として、住民からの声も減ってきていると思うのですが、ちょっと確認なのですが、令和6年、7年度までについては、苦情の件数だとか報告があったのですが、令和8年度、4月、5月、6月、令和8年度になって3か月あるわけです。この間に悪臭だとか騒音の苦情相談については、どうなのでしょう。

○生活環境保全課長 令和8年度に入りましてからは、当課に対して苦情は来ておりません。

○小泉ひろし委員 規制の基準超過があれば、行政指導を行っているということなので、また、規制基準以下の場合でも必要に応じて申入れを行っているということで、これは電話等で行っていらっしゃるのですか。

○生活環境保全課長 電話の場合もありますし、訪問して行ったこともございます。

行政指導のときは、訪問して行っております。

○小泉ひろし委員 私も、会社側の人と接触したわけではないのですが、会社を出入りしている人たちは見かけて、通常、普通のお仕事をしているのだなというその姿は見てはいますけれども、区として、工場の中の生産工程というか中を御覧になった職員というか、いらっしゃるのでしょうか。

○生活環境保全課長 この対応の中では、実際に中の機械を見せていただいていると伺っております。

○小泉ひろし委員 本当にひどいような状態であれば、立入り検査ではないけれども、そういうことも必要かと思うのですが、今のところ苦情も来っていない。近隣から、最初は、そういう事例があったときは、御近隣の方もみんな関心が高かったし、改善してくれという要望強かったと思うのですが、ピンポイントで臭いがしたり音が聞こえるわけではないわけで、近隣地域で、例えば町会とか、周辺からの皆さんからもそういうくくりでの御要望なり苦情というのは来ているのでしょうか。

○生活環境保全課長 町会に関しましては申入れ、ちょっと来ていないと把握しております。

○環境部長 こちら令和6年度、7年度から動き始めてきましたけれども、町会というわけではないのですが、当初は、かなり周辺で調理臭みたいなものは確かにしました。私も当時行きましたけれども、本当にちょっと周りでも少し臭いがするような状況でしたけれども、その後、事業者は様々な消臭機器の装備をしまして、今改善に向かっている状況なのかなというふうには感じております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○小泉ひろし委員 問題はあまり、企業も営利目的で事業をやっているわけだから、あまりひどいことはできないかと思うのですが、要は、そういう問題が起きて、ちゃんと対策に企業側も努力しているか、また近隣の方にとっても改善を感じていらっしゃるかというのが、その辺が信頼関係の構築になるわけで、本当に、その辺が機能していないのだったら、もっと強制力ある縛りなり、やらなくてはいけないと思うのですが、現状、企業側も努力してるし改善に向かっているというような感じを受けるわけですが、その辺については、今後も注視して、異常があればすぐ行政指導したり、場合によっては本当にひどいことがあれば立入りするとか、そういう予定だという理解でよろしいのでしょうか。

○生活環境保全課長 小泉委員おっしゃるとおりです。他の企業と同じように、今後も苦情等があれば申入れであり、指導でありというものを行ってまいります。

○富田けんたろう委員 この付託された陳情の要旨のところ、行政のための条例に含まれるべき主な内容ということで、4点列举されているわけですが、1から3については、そうだよなというふうにすごく思う部分もありまして、4については協定を結ぶことが望ましいという記載がありますが、ほかの自治体で、こういう協定を事業者と地域住民が結んだよというような事例はあったりするのでしょうか。

○生活環境保全課長 申し訳ございません。よその自治体についてはちょっと今把握をしていないというところでございますが、ちょっと今、清掃工場長来ておりますけれども、清掃工場の場合ですと、住民と清掃工場とあと自治体の間で、騒音と悪臭については協定を結んでおります。そういった事例もございます。

○富田けんたろう委員 なるほど。分かりました。
あと、1点確認ですけれども、近年の公害のト

レンドというところかというと、悪臭とか騒音に関して、特に悪臭については工場というよりは、最近は飲食業とか食料品を扱う一般の事業場に対する相談が多くなっているというところなのですが、一般の事業場というのはすみません、これどんな場所なのでしょう。

○生活環境保全課長 一般というのは、区民の方からの苦情というのは、区民の方のお家から発されるということも含んでおりますので、こちらに書いてある記載しているもの以外のものと捉えていただければと思います。

○環境部長 主には、飲食店とかが臭いの発生源では多い状況です。

○富田けんたろう委員 私もそういう認識だったのですけれども、でも本当に、一般家庭、お家の方からもそういう臭いがあるというようなことが、最近増えているというそういうことですか。今のすみません、生活環境保全課長のお話は。

○生活環境保全課長 失礼いたしました。ちょっと臭いに関しましてはすみません。一般というか飲食店の方が多いという状況でございます。

ただ、騒音に関しては何件か、やはり一般の棟からも苦情が入っているものがございますので、申し訳ございません。混同いたしました。

○富田けんたろう委員 分かりました。

○さの智恵子委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○さの智恵子委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派の意見をお願いいたします。

○小泉ひろし委員 このまま企業の方も努力していただいて、行政もしっかりと注視をしていただいて、住民から苦情等が出ないように進んでいただきたいなというふうに思います。

初回ですし、経緯をもう少し見たいと思いますので、継続。

○かねだ正委員 継続をお願いします。

○小林ともよ委員 臭いはいつ発生するか分からない

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いと、騒音は小さくても1年中24時間続くという事で、精神的につらいということも住民の方には言っておられました。

それで、この陳情出した経緯というのが、もともとこの公害というか、強い臭いが発生してから1年、2年間ですか、ようやく今年になってその対策が取られたということで、それでは本当にやっぱり困るという思いからこの陳情が、そういった問題が出てきた際に、すぐに企業と足立区と一緒に問題解決できるような話合いの場を設けてほしいということもここに含まれていると思うのです。そういった意味では、工場を別にけんかしたくてこういう条例をつくるわけではなくて、仲よく、地域で一緒に共同していこうという意味での陳情だと思いますので、採択をお願いします。

- 富田けんたろう委員 公害問題を今回発生させた企業に対して適用される条例ということだと思いますけれども、中身についてはもう少し丁寧に議論する必要があるかなと思いますので、継続で。
- 中島こういちろう委員 継続をお願いします。
- さの智恵子委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- さの智恵子委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査と決定をいたしました。

————— ◇ —————

- さの智恵子委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

(1) 二酸化炭素排出実質ゼロに関する調査についてを単独議題といたします。

先ほど陳情の審査で審議を行いましたが、本件について、他に御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- さの智恵子委員長 なしと認めます。

次に、(2) 公社等の決算に関する調査につい

てを議題といたします。

さきの議会運営委員会で、公社等の決算に関する調査につきましては、それぞれの所管の常任委員会で行うことに決定いたしました。つきましては、公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター、公益社団法人足立区シルバー人材センター及び一般財団法人足立区観光交流協会の令和7年度決算につきまして、本委員会の調査事項とすることとし、調査を閉会中に実施したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- さの智恵子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、(3) 令和8年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

本委員会の所管事項につきまして、他都市の先進事例を調査する必要があるときには、地方都市行政調査を行いたいと思います。

なお、さきの各所委員長会において、10月21日水曜日から23日金曜日の間で行うことが示されておりますが、調査事項・調査都市等を踏まえた上で、今後日程を決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- さの智恵子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

調査事項・調査都市につきまして、何か御希望がございましたら、7月31日までに文書をもって委員長まで提出してくださいようお願いいたします。

————— ◇ —————

- さの智恵子委員長 次に、報告事項を議題といたします。

(1) から(10)、以上10件を産業経済部長から、(12)、(16)から(19)、以上

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

5件を環境部長から報告願います。

○産業経済部長 それでは、産業経済部の報告資料2ページをお開きください。

(1) 令和8年度販路拡大支援事業の進捗でございます。

今年度から、販路準備コースと商談特化コース、2コースを設けまして、それぞれ8社、7社で事業の方を進めてまいります。

事業のスケジュールに関しては、3ページに記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

(2) 緊急経営資金の変更(案)でございます。

こちら、昨日の本会議で補正予算お認めいただきまして、その中に盛り込まれている内容をこちらの方で記載してるものです。

内容につきましては2番、上限額を2,000万円から3,000万円。それから利用条件につきましては、これまで売上高などが3%以上減少というのを、少しでも減少していればオーケーですよというふうなことで変更するものでございます。

令和8年8月1日からの変更の予定になります。

続きまして、6ページをお開きください。

(3) 令和7年度及び令和8年度区内中小企業人材採用支援助成金の受付状況でございます。

令和7年度の受付状況につきましては、下の棒グラフにあります。申請件数、金額ともに、アップをしているというふうな状況でございます。

7ページの方には、業種別申請及び実績件数を掲載しております。

ちょっと9ページまで飛ぶのですが、定着状況でございます。

実績報告書を出していただいた6か月後に、定着状況について調べているところです。具体的には10ページの方に書いておりますけれども、正社員、それからパート・アルバイト、65%から100%の定着率というふうなことです、全体

的な数字で行きますと、全部で157人採用しておりまして、就労継続が115人になっておりますので、73%の定着状況でございます。

令和8年度につきましては、2回の申請がオーケーというふうなところで事業を進めておりまして、11ページの方に件数、金額を記載をしておりましてでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

(4) 令和8年度中小企業人材定着サポート助成金の申請状況についてでございます。

助成内容につきましては、1の表に記載のとおりです。

申請数ですが、今まで107件の企業から、3つのコースがあるのですけれども、延べ138件の対象事業に関して申請が行われているというところでございます。

13ページ以降につきましては、業種ごとにどのような内容の申請があるのかというのを記載しております。例えば、建設業とかですと、やっぱりファン付のベストですとかそういったものが多いというふうなところが見て取れます。

続きまして、15ページでございます。

(5) 消費喚起策の進捗状況についてでございます。

まず初めに、足立区プレミアム商品券(Pay Pay商品券)事業でございます。こちらにつきましても、昨日の本会議で補正予算を認めていただきましてありがとうございます。

今年度につきましては、皆様方から頂いた御意見などを参考にいたしまして、(1)に記載のとおり、セット数90万口、また購入の条件でございますが、2次販売を行うですとか、購入回数も20回まで購入可能であるとか、また、16ページの方に記載をしておりますが、A券・B券の券種の割合を若干変更するとか、そういうふうな改善点を踏まえて実施をしていきたい、できるだけ多くの方々、それから多くの商店、そちらの方で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

利用していただきたいというふうに考えております。

続きまして、18ページになります。

レシートd e 商品券事業であります。こちらにつきましては、当初予定しておりました9万件を大幅に超えまして、6月22日時点では108,000件ですが、昨日時点ですと11万9,000件を超えるような数字になっております。

こちらにつきましては本会議でも御答弁差し上げましたが、この物価高の中で申請いただいた方全ての方に商品券をお渡ししたい。それを通じて商店の支援もしていきたいというふうなところで、できるだけ契約差金を充当して、足りなければ補正予算の編成ということで、上程の方を検討しているところでございます。

続きまして19ページ、足立区商店街応援券事業でございます。これにつきましては、7月1日から、明日から申込みの方が始まる予定です。

今年度、デジタル取扱店の開拓に力を入れておりまして、3の(1)に記載がありますが、昨年度に比べて360店舗多いデジタル券の取扱店が増えたというふうな状況になっております。

続きまして、20ページをお開きください。

(6) 小規模事業者等経営改善補助金の申請状況についてでございます。

申請件数につきましては、2番に記載のとおりです。4月、5月の合計で行きますと、大体去年と同じぐらいの数字で推移しているところでございます。

続きまして、22ページになります。

(7) 令和8年度ベルモント市への学生使節団派遣の実施についてということでございます。

今年度7月から8月にかけて、8泊9日で派遣の方を行います。学生の方は16名で、一般枠が12名、あだち未来応援枠が4名です。

旅行代金、それから参加者本人の負担金については、以下のとおりです。

応募者数、それからスケジュールにつきましては、22ページから23ページ、24ページの方に記載をしております。

続きまして、25ページでございます。

(8) 「光の祭典」イルミネーション企画設置等業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果についてでございます。

3番にあります、特定した相手方は株式会社 On Bit という会社でございます。こちらの会社、様々なところで装飾を手がけているのですが、自分のところでも、電飾とかを造ることができるというふうなところで、特徴ある提案がございましたというふうなところが評価のポイントで、そこら辺は26ページの8に記載をしているところでございます。

特定前の経緯については、26ページの9以降に記載をしております。

次のページ以降には、1次審査、2次審査の点数の方を記載しております。

続きまして、30ページをお開きください。

(9) 「第48回足立の花火」の開催結果についてでございます。

今年、やっと打ち上げることができまして、68万4,000人の方に御来場いただきました。有料席の販売状況ですとかは、30ページから31ページの方に記載のとおりです。

31ページの3番にあります、今年から、公式リセールサイトの導入をいたしまして、101件の売買が成立をいたしました。それ以外にも、転売サイトで掲載されたものがありまして、削除要請いたしましたが、結果的に削除されなかったというふうなところがございます。

それから、5番の今後の方針の方、今年ですけれども、非常にたくさんの方がいらっしゃって、例えばSNSで動画が流れて、フェンスを乗り越えて会場に入ってしまったとか、そういった観覧マナーに関する話題も出ましたので、そこら辺の

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

観覧の在り方ですとか、あと外国人の方、日本語を介さない方に対しての周知の仕方、そういったことも検討していきたい。

あと、トイレの行列がたくさん延びてしまったというふうなところもあるので、その部分も十分検討する必要があるというふうに考えております。

32ページをお開きください。

今年度が、今の事業者で3回目の花火の実施というふうな形になります。ですので、令和9年度につきましては、新たにまたプロポーザルを行いまして、事業者選定の方を進めていきたいというふうに考えております。

ざっくりとしたスケジュール、口頭になりますけれども、8月に、できれば第1回の事業者選定委員会を開いて、仕様書を固めまして、10月、11月に2回目3回目の選定委員会を開いて、業者の方を決めていきたい、そのようなスケジュールで考えております。

33ページ以降は、アンケートの調査結果を掲載しておりますので後ほど御覧ください。

37ページ、(10)「しょうぶまつり&世界の食広場」の開催結果についてでございます。

こちらは、6月6日、7日、天気も日曜の夕方、雨が降ったのを除いて恵まれまして、38ページにありますとおり、昨年に比べまして2,000人多く来場いただきました。

今後の方針、39ページにありますけれども、スタンプラリーがややちょっと案内板が少なかったというふうなところもあるので、そういったところを充実したり、メイン会場以外の企画展につきましてもホームページ等で周知していく、そういったことを方針として、今後進めていきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○環境部産業部長 恐れ入ります、報告資料、環境部の4ページをお願いいたします。

(12) 資源持ち去り防止対策の令和7年度実施結果等についてでございます。

パトロール体制につきましては、会計年度任用職員による行政指導や過料徴収をする体制と、民間委託のパトロールの2種類がございます。

5ページには、注意件数等の一覧でございますが、全体で4,234件の注意等の実績がございます。(参考)の時間帯別パトロールの表を見ていただくと、7時と8時台が1,000件を超えるということで一番多い状況ですので、ここについて、今年度は民間委託のパトロールを1時間後ろ倒しとして、7時8時は2つのパトロール体制で取り組むという形で、体制を強化いたしました。

6ページをお願いいたします。

繰り返し行政処分を受けた者が増加しているということで、再犯率がちょっと出ておりますので、この辺に向けて新たな対策を導入するなど、取組を強化していきたいと考えてございます。

続きまして、16ページまで飛んでください。

(16) ごみ屋敷対策の実施結果についてでございます。

令和7年度の対策でございますけれども、新規で受け付けたのが29件で、解決が34件、繰越しを含めて未解決が31件という状況でございます。

17ページに、その年数別の内訳を記載してございます。10年以上が7件あります。また更に、5年以上に及ぶ割合は18件ということで、58%を占めているような状況でございます。

18ページをお願いいたします。

これは長期化する要因については、複合的な課題があるということで認識してございますので、項番3に対応策書いてございますが、ごみ屋敷相談員との連携ですとか、あとは重層的支援体制、こちらで再発防止も含めて体制を整えて取り組んでいるところです。

項番4番は、環境保全審議会の開催結果でござ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

います。昨年度は12月に1回だけ開催を行いまして、2件の支援を可ということで、対応させていただいてございます。

19ページの6、今後の方針ですけれども、今年度から「自己保有物の一時移動支援」という新たな取組の制度をつくりましたので、そちらをうまく活用して、長期化している課題を消していきたいと考えてございます。

20ページをお願いいたします。

(17) 不法投棄対策の実施結果についてでございます。

不法投棄、令和7年度は6,881個ございまして、昨年度に比べて0.8%の減少という状況でございます。

21ページに、窓口の通報件数でございますが、1,627件ということで昨年同様の件数、通報いただいているようなところでございます。

22ページにある通報協力員の分布状況に、3、登録人数、それから項番4には、令和7年度の細かいキャンペーンですとか、啓発活動の取組を記載してございます。

24ページにつきましては、項番5で、自転車が多いのですけれども、その不用自転車の無料取引というものを移送所(4か所)、駐輪場(9か所)で行っておりまして、今年度からはもう1か所、見沼代親水公園駅自転車駐車場でも開始をするということをスタートしてございます。

続きまして、26ページお願いいたします。

(18) 落書き対策の実施結果についてでございます。

こちらにつきましても、255件ありましたけれども、249件対応いたしまして、繰り越したのが6件ということでございますが、この6件につきましても、既に5月末時点で全て消去をしているところです。

落書きにつきましては、早期発見・早期消去の対応を継続させていただきます。また、通報協力

員の協力もいただきながら、早い段階での処理をしていきたいと思っております。

28ページ、お願いいたします。

(19) 公害苦情相談と環境調査結果についてでございます。

公害の苦情相談につきましては、令和7年度は、47件昨年より多くなりました452件という表状況でございます。

一番件数が多い騒音につきましては、昨年より減少しましたが、その他、振動、悪臭等については、昨年よりも増えている状況でございます。

発生源別受付件数の主な場所でございますけれども、建設作業、それから一般が増加しているような傾向がございます。

次に、29ページ以降は、環境調査の結果、大気汚染、それから河川水質や放射線量等の測定でございますけれども、これらは全て環境基準を満たして、良好な状態を維持しているという結果でございます。

私からは、以上でございます。

○さの智恵子委員長 質疑に入る前に申し上げます。

休憩時間はあえて取りませんので、トイレは自由に行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

何か質疑はございますか。

○工藤てつや委員 すみません、私の方からは、令和8年度区内中小企業人材定着サポート助成金の申請状況について、幾つか伺いたいと思います。

これ、本当に非常にいい制度だというふうに思っておりますし、また企業さん、それから個人事業主の皆さんからも期待の声ですとか、お褒めのお言葉をたくさんいただいている状況でございます。

ただ一方で、全くこの制度を知らないよという方々も多い状況があるのですが、周知については、こういったところに力点を置いて対応されている

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

のか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○企業経営支援課長 周知の方法ですが、これまでホームページ、あとはSNS、区のおすすめ補助金に載せる等して、周知の方を行ってまいりました。人材確保の観点から、採用と定着と育成、3つセットでというところで行ってまいりました。人材確保の観点から、採用と定着と育成、3つセットでというところで行ってまいりました。人材確保の観点から、採用と定着と育成、3つセットでというところで行ってまいりました。人材確保の観点から、採用と定着と育成、3つセットでというところで行ってまいりました。

○工藤てつや委員 ありがとうございます。

様々な角度から、効果的な取組をしっかりと前に進めていただければというふうに思います。

それから、申込みの際の手続の煩雑さというところについては、大丈夫なような状況なのか。それと、そういったお困りの声が入った場合は、事業者さんに対してどういったサポートをされているのか。また、相談窓口などは設置されているのか。この点について、ちょっと伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○企業経営支援課長 お申込みの際の手続の件ですが、現時点では、煩雑で分かりにくいですとかそういった声は特に入っていないのですけれども、今回専門家の派遣ということで、最初の入り口をオンライン申請にしております。なので、そのオンライン申請に対応できないような方であれば、電話でその内容を条件というところを聞き取った上で、専門家派遣にするですとかそういった中でルールの方は決めておりますので、柔軟に対応はしてまいりたいというふうに思っております。

○工藤てつや委員 是非お願いしたいと思います。

それと、6月15日時点での申請件数、それぞれの3つの対象事業についてこれ出ておりますけ

れども、この現在の申請状況について、どのような評価をされているのか。また、年間を通じてこれ1億5,900万円余ということで予算付いていますが、予算の消化の部分についても含めて、どのような見込みになるのか考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○企業経営支援課長 この3つのメニューですが、予算の算定上の比率は、今、我々の見込んでいるとおりの比率で来ております。ただ、熱中症の方が8月の末までということで、今、一番の伸びで来ているのかなというふうには考えております。

それで、予算の償還の見込みというところですが、今現在で約3分の1ぐらいの申請というところが来ておりますので、今後の状況というところが、その熱中症の申請が終わって、残りの職場環境と就業規則になったときにどうなっていくかというところは、見守ってまいりたいというふうに考えております。

○工藤てつや委員 現在のところ、順調にきているのかなというふうに思いますので、是非、これからも丁寧な対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、今後の方針のところにも出ておりますけれども、離職率をどれだけ抑制できるかというところが非常に大事なかなと思っているのですが、進めていく中で、効果検証もその都度やっていくようなことで伺っておりますけれども、具体的にどういった対応をされていく状況なのか、伺いたいと思います。

○企業経営支援課長 この離職率のまず捉え方というところになりますけれども、申込みいただいた年の時点と、その申請した次の年度の約12月頃、そこで一定の期間を置いた上で、離職率がどうなっているのかというところを、企業★★定点で捉える、そういったところによって、この定着サポート助成金の効果がどれぐらい出ているかという

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ところは効果の方を把握して、次の区の対応というところにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○工藤てつや委員 是非、そういったスタンスで進めていただきたいというふうに思います。

次、お話変わります。

30ページの「第48回足立の花火」の開催結果について、伺いたいと思います。

今年の花火大会、本当に3年ぶりに無事に開催されまして、私の地元の千住の地域の方々からも本当にすばらしかったね、よかったねという、お褒めの言葉をたくさんいただきました。何よりも、天候にも恵まれましたし、大きなトラブルですとか事故がなかったこともよかったのかなというふうに思っております。

改めまして、観光交流協会の会長であります副区長をはじめ、関係者の皆様大変御尽力いただきましたことに対して、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

それで、ちょっと気になったのが、今後の方針の部分のやっぱり4番の仮設トイレの部分であります。会場の方々から、やはりトイレかなり混雑をしていて、利用するのに長時間掛かったというようなお声をたくさんいただきました。

今後の方針の方にも、対応策出ておりますけれども、具体的に今後どういった対応策を考えているのか、この部分について、ちょっと伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○観光交流協会事務局長 まずは、長々と感謝どうもありがとうございます。

トイレでございますけれども、やはり小規模に置いたトイレと、大規模に置いたトイレで、行列の差ができていたというところが1つ課題になっております。特に、近くに置いてあるトイレのところと並びますので、5基、6基という小規模で置いたトイレのところと長い行列ができる傾向にございましたので、トイレを大規模にグループに

して、まずトイレの設置の方をする。

それから、またトイレの空きがないように、運営スタッフを置いて誘導をしていたのですけれども、そういった運営スタッフの増員ですとか、もちろんトイレの増といったところについては、来年度検討してまいりたいと考えております。

○工藤てつや委員 仮設トイレ増設していく方向性だと思うのですが、今回の花火大会では、全体的にどのぐらいの仮設のトイレを設置されたのか、また現段階では検討中だと思うのですが、来年はどのぐらい増やしていこうと考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○観光交流協会事務局長 今年の設定数については、449基を設置をさせていただいております。これは、令和5年に74万人来て以降、大体400基弱ぐらいを設置していたのですが、50基増やして対応したところですが、実際はやはり行列ができてしまったという状況でございます。

設置数については、観客の花火を観覧する妨げにならない場所でどれだけ増やせるかという、やっぱり現場の確認が必要になりますので、これからの検討になっていきますけれども、100基、200基というところも含めて、増設については検討してまいりたいというふうに考えております。

○工藤てつや委員 是非、今回のことをしっかり分析していただいて、来年度に生かしていただきたいと思います。

それと、やっぱり混雑する会場周辺の公衆トイレですとか、仮設トイレの位置とかがリアルタイムでスマホで確認できるような、そういった仕組みもやっぱり検討していく必要性あるのかなと、可視化というようなことになると思うのですが、この点については、何か来年度検討しているようなことがあれば教えていただきたいと思います。

○観光交流協会事務局長 スマホ、いい案だと思うのですが、あれだけのお客様が集まります

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

と通信がつながらなくなって、スマホが使えないという状況がございますので、まず、周辺の公園ですとか、公衆トイレの場所を確認して、どこまで御案内ができるかというのは検討してまいりたいと思います。

○工藤てつや委員 すみません、やっぱり会場のところもそうですし、駅周辺もそうなのですが、電話がつかないとか、LINEのやり取りが物すごく遅くなったとか、そういう声がたくさん入ってきています。

ですから、今のトイレの件もそうですけれども、Wi-Fiのやっぱり設備を、しっかりとこの通信的なところで整えていく必要性が出てくるのではないのかなと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○観光交流協会事務局長 従事する職員については、やはり緊急の連絡をするために有線でWi-Fiを引いて現場でやり取りができる状況をつくっているのですけれども、やはりWi-Fiについても、有線で引いたとしても、あれだけのお客様が同時接続しますとやっぱりつながりづらい状況というのは起きるかと思います。

通信会社にも、こういった方法があるかというところも含めてしっかり情報収集して、有効な手だてがあるかどうかこれから研究してまいりたいと思います。

○工藤てつや委員 是非、研究して進めていただきたいというふうに思います。

それから、私の方から予算特別委員会の際に、てるてる坊主掲げたらいいのではないですかと話をさせていただいたのですが、ちょっと方法が変わったみたいですが、非常に好評だったと話聞いているのですが、状況についてちょっと伺いたいのと、また来年もそれに取り組むかどうか伺いたいと思います。

○観光交流協会事務局長 工藤委員の方から御提案いただきましたてるてる坊主、ギャラクシティの

方で子どもたちにてるてる坊主作成と、あと、お願いの札を作っていただきまして、750集まりまして、アトリウムですとか当日千住の北千住駅の南のコンコースの方に掲示をさせていただきました。

それで、その効果というのも1つありますけれども、各マスコミからも大変取材多くいただきまして、NHK見まして、民放各社の方でも、てるてる坊主も含めて、足立の取材、大変多く取り上げていただいたところがございます。

○工藤てつや委員 意見でありますけれども、今回3年ぶりに無事に開催されて、てるてる坊主掲げてということではないと思うのですけれども、非常にあれ、縁起のいいものだとも思いますので、それと、区民の皆さんが安全祈願とか晴天祈願という意味合いで、1つのものに取り組んでいくことというのはとても大事な事なのかなと思いますので、このあたりも含めて、是非来年度もやっていただければと思います。意見ということで申し上げます。

○小泉ひろし委員 今回の産業経済部の報告の中で、消費喚起策の進捗、幾つかありました。今議会で、我が党の代表質問、また私も一般質問の中で質問したので、そこに触れていない部分をちょっと確認したいと思います。

明日から、足立区商店街応援事業商連プレミアム商品券の販売始まる、申込みがデジタルのものについては始まるということなのですが、従来は、商振連のキャラクター「がまぼん」でしたか、あれが印象的な足立区商店街応援券アプリ、これから、前回までは購入をしていたと思うのですが、今回あだちPAYに変更したということで、ダウンロードしてということなのですが、あだちPAYにした名称もそうなのですが、機能というか目的というか、この特徴というか、この辺についてちょっと確認したいと思います。

○産業振興課長 あだちPAYについては、商店街

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

連合振興組合が、昨年度東京都の補助を受けて開発したものでございまして、もちろん商店街応援券でもアプリとして使えるのですが、例えばスタンプラリーをやったりですとか、そういった機能拡張があると言います。お知らせなどを配信できるとか、そういうところで新しい機能だというふうに聞いてございます。

○小泉ひろし委員 そうすると、登録、アプリをダウンロードした人には、商連としてのアナウンスとかそういうものも配信される、そういうようなことでしょうか。

○産業振興課長 今のところ、計画はないようでございますが、行く行くそのようなこともあるかと存じます。

○小泉ひろし委員 それと時間もあれなので、次、「しょうぶまつり&世界の食広場」の関係、私も会場行きました、両方。大変だったのですが、産経部の皆さんもいらっしゃったのですが、非常ににぎやかで、食広場の方は皆さん、売上げも随分よかったようですが、よく海外の方も含めてなのだけれども、出店したいという希望の声がたまに来るのですよね。

安田事務局長に聞いたら、いや、ホームページの公表されている以外の国だったら、可能性はないわけではないというお話聞いたのですが、この出店に関わる条件とか、その辺、または売上げとかその収益というのは皆違うと思うのですが、もうそれは、こちらで一切関与しないというそういう形態なのか、その辺ちょっと金銭絡みのことをお願いします。

○観光交流協会事務局長 まず、出店の条件ですが、現在はやはり多くの国の出店を募るということで、従来お願いしているところに、観光交流協会の方からお願いをしているという、店頭出店のところについてはお願いをしているという状況でございます。それでキッチンカーについては、キッチンカー協会に今、足立区の事業者さんを優

先で各国で選んでくださいというお願いをして、キッチンカー協会の方から御推薦いただいて出店しているところでございます。

ただ、やはり公平性の観点からも、様々出店の機会というのをつくるべきというふうに観光交流協会とも考えておりまして、一般の公募ですとか、そういった方法が取れないかというのは、今現在検討しているところでございます。

出店の条件ですが、出店料の方をお支払いいただきまして、売上げについては協会の方で補償しておりますが、全て売上げについては事業者さんの方で収入となるという条件でございます。

○小泉ひろし委員 区民とか、区内事業者も含めてなのだけれども、不平等にならないようなチャンスとか、そういうものも検討していきたいなというふうに思います。

最後に、足立の花火なのですが、すばらしく開催できてよかったと思うのですが、1つ、西新井橋側から千住に向かう西新井橋のたもととか、千住側の桜木の方だとか、千住緑町側の方から来る人もいるのだらうけれども、駐輪が例年と比べて使えなくなりましたね、河川敷。あのスペースというのはすごい広大で、もう定着しちゃっていたので、皆さんあそこでかなり混雑していました。

警備員の方もみんなに聞かれるものですから、とめちや駄目ですよと、皆びっくりしちゃってどうしたらいいんだという中で、警備員は、決められた所定の駐輪場が公園ですか、誘導するのだけれども、そこ行ったら満杯だということで怒っている方もいたわけです。

この辺は、パンフレットに場所等は書いてあったとはいえ、大きな変化だと思います。人数が人数ですから、河川敷の土手っぶちにすごい台数とめられたわけですね。西新井橋より内側とか、この辺のことは、ちょっと今後、来年以降も

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

同じような駐輪対策は西新井橋側では行われるかと思うのですが、その辺ちょっと改善というか、警備も困っていたし、利用者も大分困った光景見ましたので、その辺いかがでしょうか。

○観光交流協会事務局長 駐輪場、駐輪ができなかったということのお声をいただいているところでございます。警察署の方から、やはり河川敷内に多くのお客様を観客として入れたいという、警察からの方からの指導もあって、河川敷内の駐輪場を今年廃止したところなのですが、更に上流側に駐輪場を造ったりですとか、駐輪場所の確保というのも課題になっておりますので、そういったところについても、来年に向けて検討してまいりたいと思います。

○かねだ正委員 もう時間も大分たっていますので、ちょっと簡略に。

先ほど工藤委員からも質問があった、人材定着のための熱中症対策です。この熱中症対策、特にファン付の、先ほど産業経済部長おっしゃっていましたファン付のベストを購入したいという方から、いろいろ御質問を受けます。

それで、先ほど工藤委員からも御提案あったように、やはりなかなか周知ができていない部分があるのかなと。その方もなかなか、私の方で調べて御説明したら、こういうのがあるんだというように形で初めて知ったという方が多かったので、周知を徹底していただきたいなという、せっかくいい施策なのでもったいないと思いますので。

それと、東京都の方で同じような形で、やはり暑さに配慮した職場環境づくりの助成金というのがあるのですが、これもやはりファン付のベスト等々が、購入のための助成の対象になっているのですが、これはちょっと1つお聞きしたいのは、まず重複に申請するということは難しい、無理だということですよ。

○企業経営支援課長 かねだ委員おっしゃるとおり、重複は不可能となっております。

○かねだ正委員 そうすると、区の方で同じような形で熱中症対策という施策の中で、すみ分け的なものはどういうふうに区としては、東京都のこの対策と、区の対策というのは考えていますか。

重複できないということですから、区民の方がどっちを選ぶかということを、その辺はどういうふうにお考えなのでしょう。

○企業経営支援課長 まず、都の補助の方ですけれども、こちら小規模企業者が対象となっております。こちらその規模に限らず、中小企業、一般的に受付を行っているので、広く受け付けているというところでは、まず、すみ分けがあるかなと思っております。

それで、物品の中では、かねだ委員おっしゃられたようにファン付ベストというのは両方の補助金で購入が可能なものとなっておりますが、足立区の場合ですと、それ以外に空調機器の導入ですとかそういった設備の設置工事、そういったところにも使えるような幅広いものになっておりますので、その企業ごとの置かれている、検討されている内容に合わせて、その2つの補助金というところを選んでいただければというふうには考えております。

○かねだ正委員 ホームページも、私見させていただいたのですが、メニュー調べていく中だと、なかなか分かりづらいんですよ、両方見比べてみても。どっちを選んだ方がいいのかなと、正直言って、これ重複できないということなので、悩んでいらっしゃる事業者さんは非常に多いので、その辺は少し配慮していただきながら、御説明するときに、やはり片一方だけではなくて、足立区の方の御相談に来られたときに、東京都にはこういうものがあるんですと、こういった区との違いがありますときちんと説明していただいてから、選んでいただかないと、後々、区の方を選んで、やはり東京都の方を選んでおけばよかったなというふうにならないような形に、やはり、どっちを

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

選んでいただいても、事業者の方のニーズに合えばいいことなので、その辺についてはしっかりと対応していただきたいというふうに、これは要望をしておきます。

それと、イルミネーションのところなのですが、新しく株式会社One Bitさんですか、事業者さん替わられて、その中で8番のところに、「提案内容には今までにない新しい企画があり、期待できる内容であった」というふうにあるのですけれども、これは具体的に言うと、今までにない新しい企画というのは、どんな企画なのでしょうか。

- 観光交流協会事務局長 まず、メインとなります8本ツリーのいわゆる装飾の方法ですとか、また、あと生物園がございますので、その生物園の動物を活用したようなイルミネーションの飾りつけ、また子どもたち、大人の方もそうですけれども、体験をしながらイルミネーションが楽しめるといったような内容が、盛り込まれておりました。
- かねだ正委員 となると、その辺を期待をされて、今回はこの株式会社One Bitさんということと選んだという比重が、非常に高いということでしょうか。

- 観光交流協会事務局長 かねだ委員おっしゃるとおり、これまで光の祭典、20年近く続けてまいりましたけれども、大分ちょっと、事務局の担当、委員の皆さんも、マンネリ化している部分というのは感じていたところでございます。

そういったところを、また新たなよさというのを生み出せるのではないかとこのところを期待しております。

- かねだ正委員 今までの光の祭典でも、十分区民の方には御評価いただいたと思いますけれども、そういった形で新しく取り組んでいくということは非常に大事なことなので、今回非常に期待していますので、頑張ってもらえればと思います。

それと、最後なのですが、資源の持ち去

り防止施策なのですが、この施策も、私ちょうどこの施策できるとき、当時産業環境委員会だったかな、産業委員会だったかな、ちょうどつくるときに委員で、非常に、当時事業者の方から反対のいろいろお話が、業にちょっと関わる部分があるということであったのは、すごく覚えています。

その中で、その数年後からずっとやはり問題になっているのですけれども、この持ち去り行為を再発抑止するための新たな対策の購入というところで、やっぱりここにも載っているとおり、資源持ち去り者や買取り業者に対する対策の強化とあるのですけれども、特にこの買取り事業者に対する対策の強化、要は買ってくれるところがなかったら、持ち去る方も持ち去らないだろうという意見が、ずっと何年も続いているのだと思うのです。当初からこういう意見というのはあるので。

それで、今回こういうふうに、ここに対策の強化とあるのですけれども、具体的に強化というのは、これ、買取り業者さんに対して、どんな対策をしようというふうに具体的に思っているのでしょうか。

- ごみ減量推進課長 現状、強化という方針だけは打ち出しておりまして、具体的なのは後ほどなのですが、例えば、買取り事業者が持込みをされたときに、どこから持ち込んできたのかという例えば記録だとか、そういったものを付けたり、それが未記入だった場合は指導するだとか、そういったところを基本的な路線として、今後考えていきたいと思っています。

- かねだ正委員 方針だけあって、中身がまだ考えていないというか、これからだということなんだというふうに思いますけれども、やはり、これ持ち去る方を、今も実施しているかもしれませんけれども、GPSを付けて居どころ、どこに持ち込んでいるか調べたりとか、いろいろ対策は打っているのですけれども、最終的にはもうここに書いてあるとおり、買ってくれる方がいなかったら、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

持ち去る業者は絶対持ち去らないんです、売れなければ。

そういった意味では、非常にここを強化していくということは、方針だとおっしゃっていましたが、大切などころなので、しっかりこの部分については具体的な策を考えて、やはり有効的な政策にしていかなければいけないと思いますので、是非そこは要望しておきます。

○さの智恵子委員長 他に質疑ございますか。

○小林ともよ委員 すみません、私の方からも、何点か質問させていただきます。

人材採用支援ですけれども、今回の結果を見ると、介護事業者など結構多く利用してるかなと思うのです。今区内では、「数字で見る足立」を見ますと、介護・医療の事業者2,117社あると言われております。

しかし、ここを見ると、まだ17社ぐらいしか利用できていないということでは、まだまだ全然届くような支援になっていないのかなという中で、やはり社会福祉法人や医療法人も今後は認めていくべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○企業経営支援課長 こちらの補助金、社会福祉法人等も認めていくべきだということですが、こちらについては、これまでも本会議等で答弁申し上げてきましたとおり、やはり税制優遇措置ですとか、そういったところがございますので、我々としては、中小企業の方の支援というところで行っておりますが、株式会社等の営利法人の福祉、介護等の事業所に対しては周知のほうもしておりまして、利用の方を促しているようなところがございます。

○小林ともよ委員 社会福祉法人や医療法人というのは、利益ということで伸ばしていけないところで、今人材が不足していると、大変困っているという声が上がっています。採用しても、離職されるとまた採用しなくてはいけないということで、本当に費用がかさむというところでは、区民の生

活を支えてくれている事業者でもありますので、ここも是非、もっと幅広い事業者に使えるものとして認めていくべきと申し上げて、次に移りたいと思います。

それと定着支援に関してですけれども、今熱中症対策ですとか環境改善などに使われているということですが、足立区が行っている地域形成活性化基本計画改定に向けた調査結果報告書、2025年度のものでございますけれども、これを見ると、離職が発生した理由としては、賃金が上げられないというのが最も多くなっているわけですね。42.6%ということになっています。

しかし、離職が減らないということでは、人材採用しても、幾ら採用しても充足していかないという意味で、やっぱりこの定着支援のメニューの中に、賃上げ支援というものも是非含めていただきたいと思うのです。金額的にも、私たち提案するのは上限100万円ということで、出せない金額ではないと思いますので、その点是非考慮していくべきだと思いますがいかがでしょうか。

○企業経営支援課長 小林委員おっしゃいました報告書の賃金が上げられないというところ、42%、確かに出ております。

こちらについては、経営者の方に回答、企業の方に回答していただいたものとなっております、反対に、実際に働いている就労者からの目線で、実際に離職に至るほどの理由というところを確認したところ、人間関係、ハラスメントなどの問題があるから辞めた、休みだったり時間の融通が利かない、職場の労働環境が悪い、そういった面が出てきまして、経営者側と実際に働く人の中でギャップがあるというところがありまして、今回、定着サポート助成金、この3つのメニューでやらせていただいているところでございます。

また、賃金の補助というところですが、やはり賃金というのは、企業の利益から払われるものであるべきだというふうに考えておりますの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

で、我々としては、生産性の向上でしたり業務効率化などを通して、収益を上げられる体制に企業の方をバックアップしていく、そういったところを通して、賃金のアップというところを回ってまいりたいというふうに考えております。

○小林ともよ委員 今あれですね、経営が圧迫している状況としては、物価高が大きく関わっていると思うのです。これは、事業者が頑張っても、物価高止められないと思うのです。それで、価格に転嫁できないというのがやっぱり大きな問題でもありますし、昨年、米の価格が倍ぐらいに高騰したときに、お弁当屋さんが、もうこれは転嫁しなくてはいけないと思って、転嫁したら途端に売れなくなって経営が悪化したという例を代表質問でも挙げましたが、こういった例があっても、やっぱり価格に転嫁するのは怖いという、非常にそういったところがあって、人件費にまで割けないというものがあるわけですね。

だから、事業者が努力してというところでは、もう今時限的に変わってきているという中で、やはり賃金上がることで働いている人も、とりわけベテランの方が賃金上げられないということで、すから、最低賃金はもう法律で上げなくてはならないというところで上がっていくわけですが、最低賃金で雇っている方の指導をする方のベテランの賃金が上げられないという声が上がっておりますので、是非こども、今後は検討していくべきだと申し上げておきたいと思います。

それと、緊急経営資金のことですけれども、これ総務委員会とかで扱われているとは思いますが、信用保証枠がここはもういっぱいまでもう借りていらっしゃる方は、この上限3,000万円にされても利用できないということで、信用保証協会でも柔軟な対応を求めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○企業経営支援課長 この融資の保証枠の件ですけれども、我々もこの2,000万円から3,000

0万円に上げるときに、その枠のところはどうかかなというところは、信用保証協会の方に確認をしております。一定数、枠がいっぱいになっている方もいらっしゃるけれども、一概にはそうではないというような状況は確認していますが、やはりそういった方々が実際にいらっしゃるということは事実だと思いますので、今後は、保証協会でしたら金融機関に確認の方は進めていくのですが、審査の面でどのような基準、中東情勢の悪化の前後で、何かこう変化が生じているのかですとか、その枠がいっぱいの企業に対して、どのようなアプローチが取れるのかとか、そういったところを少し確認をしてまいりたいと思います。

○小林ともよ委員 是非、柔軟な対応をとということで、求めていただければと思います。

あと、P a y P a y 商品券なのですけれども、また今回13億円予算で行うということで、中身少し若干変わってきておりますけれども、令和7年度のP a y P a y 商品券の利用者は何人で、使用された金額は幾らぐらいだったのでしょうか。

○産業振興課長 令和7年度は6万8,398名にお買い求めいただいて、購入金額は合計で29.4億円でございます。

○小林ともよ委員 そうしますと、今回今レシートの方では11万7,000人でしたか、11万9,000人に届くというところでは、幅広い区民の方に利用されたという意味では、レシートd e 商品券の方が人数的には多かったと。ここのやっぱりP a y P a y 商品券の使いづらいというところは、マイナンバーカードを登録していないといけなかったりですとか、高齢者の方は特に使いづらいということで、声をいただけてます。

あと、P a y P a y をダウンロードしたのだけれども、やっぱりその先が分からないということで、地域の城東地域でありますと学びピアとかで、登録というかP a y P a y 商品券の説明とか、支援していただいているとは思いますが、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そこまでも行けないということで、町会などにも来て、そういった登録の支援をしてほしいという声も出ているのですけれども、その辺いかがですか。

- 産業振興課長 今回については、前回と同じ7か所でサポート窓口を実施をいたしまして、1か月間延ばすという変更は加えますが、そういうアウトリーチしてほしいというお声もいただく効果かと思えます。今回実施してみて、そういったお声には真摯に耳を傾けていきたいと考えております。
- 小林ともよ委員 是非お願いします。

やはり限られた人にしか使えないものというのは、やっぱりこれからは改めていくべきだと思いますし、もっと幅広い方々、本当に区民全般にこの物価高で大変な思いしている中で、多くの人が参加してもらうことで、この消費喚起策、29億円というものももっと広がっていく可能性もあると思いますので、その点も是非今後検討していただければと思います。

それと、あと不法投棄のところなのですが、以前から私も要望しているのですが、新田とか小台、宮城地域に1か所もないわけですよね。壊れた自転車引いて橋を渡ったりとかするのは到底無理だと思いますので、この地域にも無料の引取りサービス実施する場所を確保すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- 交通対策担当部長 新田、小台の地区には、小林委員おっしゃるとおりでございます。

それで今、増やしているところは駐輪場で受け付けてという形を取らせていただいておりますので、小台のライナーの駅の下のところ、小台の駐輪場ございますので、そこで何とか受け付けられないか、ちょっと今、協議をしているところでございます。

- さの智恵子委員長 他に質疑。
- 富田けんたろう委員 私から、端的にP a y P a

y 商品券とレシート d e 商品券についてお伺いします。

まず、P a y P a y 商品券ですけれども、今回大幅なアップデートがされたという点について、私も一般質問で2テーマのうちで1テーマ丸々使ってるの取上げましたので、そこはすごく歓迎しております。

今、何か限られた人にしか使えないという話がありましたけれども、私はそういう認識ではなくて、今回、6万何ぼで止まっちゃったというのは、事業としてはこれ初年度の事業だったということころもあると思いますし、まだその周知だったり、あるいは、そもそもちょっと使いづらいスキームだったというところが影響してるのかなと思いますんで、今年これだけ変われば、また利用者というのは増えるのではないかなとは思っています。

その上で、結構思い切ったなと思ったのが、区民の方はマックスで20口まで今回買えるというところですが、この根拠というのは、20口の根拠とか背景、確認したいと思います。

- 産業振興課長 今回、区外販売を実施するに当たりまして、1次2次の販売期間を設けます。それで、1次で10口で2次で20口で最大20口、区民の方はリピート購入ができるという意味でございます。

- 富田けんたろう委員 それは、見たら分かるのですが、というのも、そうすると区民の方はマックスで10万4,000円分の商品券をゲットできるというわけで、では、自分が10万円も本当に使うかなと思うとどうなんだろうとちょっと思ったりしたので今、お伺いしました。

なので、ちょっと時間ないので、次行きますけれども、私、前回の質問のときにも、要は周知のツールについてもう少し拡充すべきではないかという話をしました。今回、以下追加するということで、ウェブ広告等いろいろ書いていますけれども、あわせて加盟店販促ツールの配送方法を手渡しに

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

変更するという記載があるのですが、この手渡しに変えるというのは、何か簡易書留か何かで送るみたいな、それとも何か実際に店舗に持っていくみたいな、そういうイメージなのでしょうか。

○産業振興課長 実際、配送業者が直接店舗に行ってお渡しをするという方法に変更予定でございます。

○富田けんたろう委員 やっぱそれだけ聞くと、何かまたいろいろ経費掛かっているのではないかとちょっと思っちゃったりもするのですけれども、実際どうなんですか。

○産業振興課長 おっしゃるとおり、こちらで500万円ほど増加になっているところでございますが、昨年度、対象店舗にもかかわらず、自分が対象店舗だと認識をしていない店舗、それからPay Payに加盟すると、こういったキャンペーンに参加するよというのはデフォルトでチェックをされているのですけれども、実はその認識がなくて、Pay Pay商品券だけやめたかった店舗があって、利用者から使えなかったという残念だったというお声をいただいて、それを防止するための政策でございます。

○富田けんたろう委員 分かりました。

あと、周知のアイテムについても私質問しましたけれども、例えば卓上ポップみたいな、あるいはちょっとしたちっちゃいのぼりとか、こころの拡充というのはどうだったのでしょうか。

○産業振興課長 こちら、のぼりとミニのぼりを検討したのですが、少しPay Pay側に確認をすると、これは個別対応ができないというお話でございます。

それで、切り替えて、やはり令和7年度は若者が少なかったということに立ち返りまして、ウェブ広告、インスタの広告ですとかユーチューブの広告、こういったものに切り替えてやっていきたいと考えております。

○富田けんたろう委員 分かりました。

では、次レシートd e商品券、伺いますけれども、先日の代表質問で私は、要は事業の目的とその手段に一貫性がないのではないかと。というのも、Pay Pay商品券では大手を除外をしていましたけれども、レシートd e商品券だと、大型スーパーとかコンビニとか、大手のドラッグストアもこれ対象になっていて、本当に区内の中小店舗支援というその目的に対する手段が、ちょっとずれているのではないかという話をしまして、具体的には実際申請されたレシートの7割から8割ぐらいが、実際には本当に大型スーパーとか、コンビニとかドラッグストアで申請されているという中で、消費喚起に本当につながっているのではないかという話だったのですけれども、それに対する区の答弁というのが、参加した約7割の事業者で売上げが上がっているという話だったのです。

確かに、売上げが上がったと喜んでいるとはいえ、その売上げが上がったと喜んでいる事業者の大半が、やっぱり結局のところ、そのレシートd e商品券の7割8割を占める大型スーパーとか大手ドラッグストアとかだったのではないのかなと、まず思うのですけれども、その認識に対して、区はどう考えますか。

○産業振興課長 やはり、大手のスーパーやドラッグストアが目立ってしまうのですけれども、基本的に大手スーパーやドラッグストアは、区内共通商品券も取り扱えるところになっております。それで、それ以外のところが、小さいところが少ないかというと、令和7年度ベースで言うと、売上げだけで言うと約5割ぐらいがほかの店舗、ちょっとどこまで大企業かという含める計算がありますので、今年度の結果はまた振り返って検討していきたいと思います。

○富田けんたろう委員 そうだと思います。なので、要は本当に支援を必要とするような区内の中小店舗、個店にやっぱりある程度限定したフォーカスした、どれだけ恩恵が行き届いているのかみたい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

な、そういうやっぱり検証というのは、それこそ経済波及効果のところ、少しそこだけ切り取ってちょっと検証していくという答弁ありましたけれども、改めてちょっとその辺り、教えていただければと思います。

○産業振興課長 終わった後に、事業者からどの店舗で幾ら売れたかという詳細な分析が出てまいりますので、それを基に、どれぐらい小規模の店舗に使われたのかというのは分析をして、またお示しをしていきたいと考えております。

○富田けんたろう委員 分かりました。

あと、私、再質問いたしましたこの900円という金額設定が、要は、足下の物価上昇を鑑みて妥当なのかという質問をしました。

要は、今ラーメン1杯でも900円を超えるような状況ですから、わざわざ新しい買物をしようという意欲が、900円だからと、こう働くのかというそういう趣旨で質問したんです。

要は、例えばふだん買っている生活の必需品とかでも900円行っちゃうような状況なので、でも、それに対する区の答弁というのが、多くの区民の方が参加をしているから、この金額は何か妥当なものと考えているみたいな答弁だったのですが、改めて今この趣旨で答弁するのなら、どうされますか。

○産業経済部長 再答弁したのは私ですので、答え

ます。多くの方が御協力いただいて参加いただいているというふうな前段で、申し上げているとおりです。それで、その後で事例を申し上げました。

喫茶店に行くと、飲物1個頼んで900円行かない。それでスイーツ頼んで、1,000円行くとか、

あと、直接聞いた話では、和菓子屋さんに行くと、いつも五、六百円、和菓子買う人がいるのだけれども、このキャンペーンの期間中だと余計に買ってきて、900円ちょうどぐらいでレシー

トに判こを押してもらう人がいるというふうに、富田委員が今事例に出されたラーメンに関して言えば、1,000円を超える店が結構一般的になっています。ですけれども、1,000円を超えていない商品を取り扱っている店は、まだまだ商店街にたくさんあって、そういったお店でふだん使

いのふだんの客単価をアップさせる、そういった効果があるので、取りあえず900円というのは、今のところ、これで行ってみてもいいのかな。ただ、やっぱりそのアンケートの結果、それが妥当なのかどうなのかはやっぱり聞きますので、そこ

も踏まえて、今後の検討の素材にしていきたいというふうに考えています。

○富田けんたろう委員 分かりました。産業経済部長おっしゃるとおりだと思います。

要は、例えば量り売りのお肉のお店とかだったら、正にそういうことだと思うのですが、ただ、やっぱり区制90周年のこの900円に、やっぱ引きずられる必要もないのかなと思っていて、やっぱり状況をちゃんと見ながら、この金額、要は消費喚起の呼び水になる場ですから、ここ

ちょっといじっていくという考え方はあるのかなと思います。

それから、区制90周年の記念事業が何で常態化しちゃったんだという話をしましたけれども、終了の撤退の基準はあるのかという質問もしました。その答弁として、事業の終了の基準というのは設けていないのだけれども、スマホを持たない方でも参加できるアナログな消費喚起策であるということ

を踏まえているという答弁でした。

改めて伺いますけれども、スマホを持たないというのは、区内にどれぐらい今いらっしゃるのか、教えてください。

○さの智恵子委員長 どなたか答弁をお願いいたします。

○産業経済部長 以前ちょっと調べた経緯はあるのですが、やっぱり、ちょっと今、数字の方、度忘れを

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

しております。確認しまして、また後ほどお伝えします。

○富田けんたろう委員 私が調べたというか今回の定例会の初日の区長の挨拶に、たしか高齢者の方でスマホの持っている保有率はもう８８％を超えているという記載がありました。

区として、東京アプリを積極活用していくわけですので、スマートフォンの保有率が８８％となっている高齢者への配慮も必要となってまいりますという記載が、区長の定例会の挨拶でありました。それから、今年はスマホの購入補助という助成金もやりまし、要はそういうトレンドがある中で、多額の経費をやっぱり掛けて、極めてこのアナログな事業を展開していく継続していくということは、今、区がやっているデジタル政策と若干これは逆行していくのかなと思うのですが、その辺り、どうでしょう。

○産業振興課長 先ほど富田委員おっしゃったように８８％、これどの年代かというのを精査はいたしますが、持っていると思えるというので、また違うと思います。もちろん、どこまでそういう使える方がいるかというのは把握していかなければならないと思うのですが、今のところはやはり、そういったものが使えない方に配慮してアナログの消費喚起をやることを考えております。

○富田けんたろう委員 分かりました。

では最後１点だけ、花火なのですが、すみませんやっぱりトイレの話。私も３年前、トイレの話をして、今回５０基増えたというのはもうすごくよかったなと思うのですが、トイレの規模の大小によって、混雑具合が違ったという話が今ありました。

私、ちょっとやっぱり問題というか気になったのが、その正に有料席付近にあったのが、恐らく小規模なトイレかと思うのですが、まずその認識で合っていますか。

○観光交流協会事務局長 富田委員、おっしゃると

おりです。特に北千住側の有料席でトイレが少なかったというのがあります。また、小菅駅近くですとか、人がいわゆる観客の少ないところはそれに合わせてトイレも少ないというような状況にあったのですが、とはいえやっぱり近くでトイレが見えると、皆さんそこに行きますので、少ないところで行列ができるという状況があったという現状でございます。

○富田けんたろう委員 正に私もその有料席近くの御手洗子に行ったのですが、やっぱりすごい列で、みんなそこに来ている人たちはほとんどお金払って来ている人たちがトイレに並んでいるという状況で、ちょっとあまりにもかわいそうだなと、お金あれだけ払っているのに。そこちょっと規模の調整というのを是非お願いしたいと思いますが、これ要望で終わります。

○さの智恵子委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○さの智恵子委員長 よろしいですか。それでは、質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○さの智恵子委員長 その他、何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○さの智恵子委員長 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、産業環境委員会を終了いたします。

午後零時４９分閉会